

# 令和8年4月定例会 資料

長浜市教育委員会

# 令和8年4月長浜市教育委員会定例会 議事日程

令和8年4月22日（水）午後2時30分～  
長浜市役所5階 教育委員会室

## 1. 開 会

## 2. 議 事

日程第1 会議録署名委員指名

日程第2 会議録の承認  
3月定例会

日程第3 教育長の報告

日程第4 議案審議

議案第18号 長浜市立学校施設の簡易型ESCO事業による照明設備LED化委託業務  
プロポーザル選定委員会設置規程の制定について

議案第19号 令和8年度学校運営協議会委員の任命について

議案第20号 令和8年度長浜市地域学校協働活動推進員の委嘱について

議案第21号 長浜市社会教育委員の委嘱について

議案第22号 長浜市図書館協議会委員の委嘱又は任命について

日程第5 協議・報告事項

協議・報告① 長浜市保育士等宿舎居住支援事業補助金交付要綱の一部改正について

協議・報告② 長浜市保育士等奨学金返還支援金交付要綱の一部改正について

協議・報告③ 長浜市保育士等修学資金貸付条例施行規則の制定について

協議・報告④ 長浜市保育士等修学資金貸付者の選考に関する基準要綱の制定に  
ついて

協議・報告⑤ 長浜市民間認可保育所及び認定こども園物価高騰対策事業補助金  
(エネルギー価格高騰分) 交付要綱の一部改正について

協議・報告⑥ 長浜市民間認可保育所及び認定こども園物価高騰対策事業補助金  
(給食材料費高騰分) 交付要綱の一部改正について

協議・報告⑦ 長浜市立保育所等延長保育事業実施要綱の一部改正について

協議・報告⑧ 長浜市保育所規則の一部改正について

協議・報告⑨ 長浜市民間認可保育所及び認定こども園運営補助金交付要綱の一部  
改正について

協議・報告⑩ 長浜市特定乳児等通園支援事業の確認等に関する規則の制定について

協議・報告⑪ 長浜市特定乳児等通園支援事業者の告示について

協議・報告⑫ 長浜市立認定こども園乳児等通園支援事業実施要綱の制定について

協議・報告⑬ 特定教育・保育施設の利用定員の変更について

日程第6 その他

## 3. 閉 会

令和8年5月教育委員会定例会 令和8年5月20日（水）午後2時30分～

## 条例・教育委員会規則等の制定・改廃に関する概要説明書

担 当：教育総務課

議案番号：第18号

件 名：長浜市立学校施設の簡易型 ESCO 事業による照明設備 LED 化委託業務プロポーザル選定委員会設置規程の制定について

### 第1 提出理由

長浜市立学校施設の簡易型 ESCO 事業による照明設備 LED 化委託業務を実施するにあたり、プロポーザル方式により、当該業務の履行に最も適した事業者の候補者を、厳正かつ公正に選定するため、長浜市立学校施設の簡易型 ESCO 事業による照明設備 LED 化委託業務プロポーザル選定委員会の設置、運営その他必要な事項について定めるため。

### 第2 要点

#### 1 所掌事務

- (1)実施要領、評価基準、仕様書等に関すること。
- (2)【公募型】企画・技術提案書を求める者の資格要件に関すること。
- (3)企画・技術提案書等の審査及びヒアリングに関すること。
- (4)企画・技術提案書の評価及び候補者の選定に関すること。
- (5)その他委員長が必要と認めること。

#### 2 委員構成

- (1)教育委員会事務局次長
- (2)教育指導課長
- (3)建築課兼教育総務課担当課長
- (4)総務課長
- (5)環境保全課長

### 第3 施行期日

この規程は、令和8年4月22日から施行する。

長浜市立学校施設の簡易型 ESCO 事業による照明設備 LED 化委託業務プロポーザル  
選定委員会設置規程の制定について

長浜市立学校施設の簡易型 ESCO 事業による照明設備 LED 化委託業務プロポーザル選定  
委員会設置規程を次のように制定することについて、教育委員会の議決を求める。

令和8年4月22日提出

長浜市教育委員会 教育長 織田 恭淳

長浜市立学校施設の簡易型 ESCO 事業による照明設備 LED 化委託業務プロポー  
ザル選定委員会設置規程

(趣旨)

第1条 この規程は、長浜市立学校施設の簡易型 ESCO 事業による照明設備 LED 化委託業  
務を実施するにあたり、プロポーザル方式により、当該業務の履行に最も適した事業者  
の候補者を、厳正かつ公正に選定するため、長浜市立学校施設の簡易型 ESCO 事業によ  
る照明設備 LED 化委託業務プロポーザル選定委員会（以下「委員会」という。）の設置、  
運営その他必要な事項について定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、「プロポーザル方式」とは、委託する業務の性質又は目的が  
価格のみによる競争入札に適さないと認められる場合において、実績、専門性、技術力、  
企画力、創造性等を勘案し、総合的な見地から判断して最適な者を選定するため、一定  
の条件を満たす者から企画・技術提案書の提出を受け、当該委託業務の履行に最も適し  
た事業者の候補者（以下「候補者」という。）を選定する方式をいう。

(所掌事務)

第3条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 実施要領、評価基準、仕様書等に関すること。
- (2) 【公募型】企画・技術提案書を求める者の資格要件に関すること。
- (3) 企画・技術提案書等の審査及びヒアリングに関すること。
- (4) 企画・技術提案書の評価及び候補者の選定に関すること。
- (5) その他委員長が必要と認めること。

(組織)

第4条 委員会は、委員5人をもって組織する。

2 委員会の委員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

- (1) 教育委員会事務局次長

- (2) 教育指導課長
- (3) 建築課兼教育総務課担当課長
- (4) 総務課長
- (5) 環境保全課長

3 委員の任期は、任命の日から実施業務の契約の締結の日までとする。  
(委員長)

第5条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。ただし、委員長が選出されていないときは、委員会の招集は教育委員会事務局教育総務課長が行う。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 4 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 委員会は、会議の運営上必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(委員の除斥)

第8条 委員は、プロポーザル方式により選定を受けようとする事業者と利害関係を有する場合は、議事に加わることができない。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、教育委員会事務局教育総務課において処理する。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規程は、令和8年4月22日から施行する。

学校運営協議会委員の任命について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の5第2項及び長浜市立学校等における学校運営協議会の設置等に関する規則（平成23年長浜市教育委員会規則第2号）第6条の規定に基づき、次のとおり学校運営協議会委員を任命することについて、教育委員会の議決を求める。

令和8年4月22日提出

長浜市教育委員会 教育長 織田 恭淳

任命（案） 別紙のとおり

委員の任期は、令和8年4月22日から令和9年3月31日までとする。

令和8年度 学校運営協議会委員名簿 一覧表 (No.1)

令和8年4月22日～令和9年3月31日

番号	学校名	人数	区分	氏名	新規
1	長浜市立西中学校	9	地域住民	鈴木 厚志	
	長浜市立西中学校		地域住民	下司 貴之	
	長浜市立西中学校		地域住民	森 まゆみ	
	長浜市立西中学校		地域住民	西村 俊一	
	長浜市立西中学校		対象学校の運営に資する活動を行う者	田中 優士	
	長浜市立西中学校		地域住民	池田 明天	
	長浜市立西中学校		地域住民	杉本 義明	
	長浜市立西中学校		保護者	伊賀並 崇敏	○
	長浜市立西中学校		保護者	西濱 歩美	○
2	長浜市立北中学校	9	対象学校の運営に資する活動を行う者	徳田 清孝	
	長浜市立北中学校		地域住民	國友 直子	○
	長浜市立北中学校		地域住民	川北 克彦	
	長浜市立北中学校		地域住民	林 章浩	
	長浜市立北中学校		地域住民	廣部 重嗣	
	長浜市立北中学校		地域住民	蒲生 純子	
	長浜市立北中学校		地域住民	廣田 由美	
	長浜市立北中学校		地域住民	浅山 禎信	
	長浜市立北中学校		保護者	渡邊 富三郎	○
3	長浜市立東中学校	8	地域住民	伏木 利行	
	長浜市立東中学校		保護者	佐分利 功一	
	長浜市立東中学校		保護者	勅使河原 剛	
	長浜市立東中学校		地域住民	加納 美鈴	
	長浜市立東中学校		地域住民	岩崎 俊男	
	長浜市立東中学校		地域住民	森 久子	
	長浜市立東中学校		保護者	小川 敦	○
	長浜市立東中学校		保護者	川崎 順子	○
4	長浜市立南中学校	6	地域住民	池野 則男	
	長浜市立南中学校		地域住民	山岡 陽子	
	長浜市立南中学校		地域住民	柴田 善成	
	長浜市立南中学校		地域住民	佐藤 明子	
	長浜市立南中学校		地域住民	田附 宗一	
	長浜市立南中学校		保護者	川北 勉	○
5	長浜市立浅井中学校	7	地域住民	川添 義夫	
	長浜市立浅井中学校		地域住民	山田 清仁	
	長浜市立浅井中学校		対象学校の運営に資する活動を行う者	西橋 志奈子	
	長浜市立浅井中学校		地域住民	堤 ひとみ	
	長浜市立浅井中学校		地域住民	清水 和美	
	長浜市立浅井中学校		地域住民	富士野 秀峰	
	長浜市立浅井中学校		保護者	木下 和彦	
6	長浜市立びわ中学校	8	地域住民	杉中 美智男	
	長浜市立びわ中学校		地域住民	川瀬 利弥	
	長浜市立びわ中学校		地域住民	馬淵 泰	
	長浜市立びわ中学校		地域住民	中川 嘉隆	
	長浜市立びわ中学校		地域住民	川邊 義隆	
	長浜市立びわ中学校		地域住民	金山 文博	
	長浜市立びわ中学校		保護者	敷中 恵	○
	長浜市立びわ中学校		保護者	寺田 建次	○
7	長浜市立湖北中学校	8	地域住民	中島 紳一	
	長浜市立湖北中学校		地域住民	北村 正人	
	長浜市立湖北中学校		地域住民	馬場 善信	
	長浜市立湖北中学校		地域住民	植田 潤	
	長浜市立湖北中学校		地域住民	中村 由仁	○
	長浜市立湖北中学校		地域住民	伊吹 明子	
	長浜市立湖北中学校		地域住民	八田 忠士	○
	長浜市立湖北中学校		地域住民	脇坂 亮	
8	長浜市立高月中学校	10	対象学校の運営に資する活動を行う者	野村 幸弘	
	長浜市立高月中学校		地域住民	中谷 正弘	
	長浜市立高月中学校		地域住民	阿開 善成	
	長浜市立高月中学校		対象学校の運営に資する活動を行う者	水上 定芳	
	長浜市立高月中学校		地域住民	小森 義道	
	長浜市立高月中学校		保護者	町本 高章	
	長浜市立高月中学校		保護者	山岡 伸次	○
	長浜市立高月中学校		保護者	高橋 義弘	
	長浜市立高月中学校		保護者	赤井 美穂	○
	長浜市立高月中学校		保護者	吉原 章子	
9	長浜市立木之本中学校	8	地域住民	木口 峰明	
	長浜市立木之本中学校		地域住民	早川 紀久子	
	長浜市立木之本中学校		地域住民	岩根 健治	
	長浜市立木之本中学校		地域住民	原 智子	
	長浜市立木之本中学校		地域住民	武田 真紀子	
	長浜市立木之本中学校		地域住民	竹本 信一	
	長浜市立木之本中学校		地域住民	白髭 昭子	
	長浜市立木之本中学校		地域住民	杉本 幸久	○

番号	学校名	人数	区分	氏名	新規
10	長浜市立西浅井中学校	9	地域住民	田中 将義	
	長浜市立西浅井中学校		地域住民	杉林 潤一郎	
	長浜市立西浅井中学校		保護者	大谷 耕平	
	長浜市立西浅井中学校		保護者	中原 善幸	
	長浜市立西浅井中学校		地域住民	雨森 茂昭	
	長浜市立西浅井中学校		地域住民	矢橋 禎祝	
	長浜市立西浅井中学校		地域住民	寺下 光枝	
	長浜市立西浅井中学校		保護者	川西 康二	○
	長浜市立西浅井中学校		地域住民	西村 克江	○
1	長浜市立長浜小学校	9	地域住民	鈴木 厚志	
	長浜市立長浜小学校		地域住民	佐藤 泉	
	長浜市立長浜小学校		地域住民	杉本 義明	
	長浜市立長浜小学校		対象学校の運営に資する活動を行う者	堀江 一敏	○
	長浜市立長浜小学校		保護者	水谷 素子	○
	長浜市立長浜小学校		地域住民	大島 菜美	○
	長浜市立長浜小学校		保護者	國友 建治	
	長浜市立長浜小学校		保護者	家倉 敬和	○
	長浜市立長浜小学校		保護者	大神 卓也	○
2	長浜市立長浜北小学校	10	保護者	中原 幸嗣	
	長浜市立長浜北小学校		地域住民	山田 篤徳	
	長浜市立長浜北小学校		地域住民	川瀬 智隆	
	長浜市立長浜北小学校		地域住民	吉井 大祐	
	長浜市立長浜北小学校		地域住民	大塚 誠蔵	
	長浜市立長浜北小学校		地域住民	藤田 浩二	
	長浜市立長浜北小学校		保護者	松村 智洋	○
	長浜市立長浜北小学校		地域住民	藤田 広美	
	長浜市立長浜北小学校		地域住民	渡辺 博己	
	長浜市立長浜北小学校		対象学校の運営に資する活動を行う者	中村 ルリ子	○
3	長浜市立神照小学校	10	対象学校の運営に資する活動を行う者	橋 憲照	
	長浜市立神照小学校		保護者	中村 明博	
	長浜市立神照小学校		地域住民	川島 典子	
	長浜市立神照小学校		地域住民	飯田 善則	
	長浜市立神照小学校		地域住民	大谷 隆	
	長浜市立神照小学校		地域住民	前川 雅昭	○
	長浜市立神照小学校		保護者	森川 博行	○
	長浜市立神照小学校		保護者	西村 小有里	
	長浜市立神照小学校		保護者	寺嶋 梨沙	
	長浜市立神照小学校		地域住民	中村 亜紀	○
4	長浜市立南郷里小学校	7	保護者	前田 銀也	
	長浜市立南郷里小学校		地域住民	加納 源生	○
	長浜市立南郷里小学校		対象学校の運営に資する活動を行う者	川崎 景一	
	長浜市立南郷里小学校		地域住民	中井 真知子	○
	長浜市立南郷里小学校		地域住民	前田 優子	○
	長浜市立南郷里小学校		保護者	中井 ゆかり	○
	長浜市立南郷里小学校		地域住民	杉山 茂樹	
5	長浜市立北郷里小学校	7	対象学校の運営に資する活動を行う者	林 貞雄	
	長浜市立北郷里小学校		対象学校の運営に資する活動を行う者	曾我 景年	
	長浜市立北郷里小学校		対象学校の運営に資する活動を行う者	田中 盛雄	○
	長浜市立北郷里小学校		対象学校の運営に資する活動を行う者	川崎 聖	
	長浜市立北郷里小学校		対象学校の運営に資する活動を行う者	中島 恵子	
	長浜市立北郷里小学校		対象学校の運営に資する活動を行う者	森 久子	
	長浜市立北郷里小学校		対象学校の運営に資する活動を行う者	中嶋 香織	○
6	長浜市立長浜南小学校	10	地域住民	芳井 悦雄	
	長浜市立長浜南小学校		地域住民	中川 隆子	
	長浜市立長浜南小学校		地域住民	橋本 佳子	
	長浜市立長浜南小学校		地域住民	清水 宏昭	
	長浜市立長浜南小学校		地域住民	常木 聡	
	長浜市立長浜南小学校		地域住民	谷田 一代	
	長浜市立長浜南小学校		地域住民	堀内 久和	
	長浜市立長浜南小学校		保護者	丸本 聡美	
	長浜市立長浜南小学校		保護者	澤居 真理子	○
	長浜市立長浜南小学校		地域住民	中川 浩一	○
7	長浜市立湯田小学校	6	地域住民	木原 邦彦	
	長浜市立湯田小学校		地域住民	近藤 八栄子	
	長浜市立湯田小学校		保護者	杉本 芳枝	
	長浜市立湯田小学校		地域住民	近藤 百合子	
	長浜市立湯田小学校		地域住民	江菅 裕子	
	長浜市立湯田小学校		地域住民	小西 善生	○
8	長浜市立田根小学校	10	対象学校の運営に資する活動を行う者	中嶋 利明	
	長浜市立田根小学校		地域住民	岩崎 賢	
	長浜市立田根小学校		地域住民	矢守 昭男	
	長浜市立田根小学校		地域住民	中居 和平	
	長浜市立田根小学校		対象学校の運営に資する活動を行う者	三上 保彦	
	長浜市立田根小学校		対象学校の運営に資する活動を行う者	高田 美智男	
	長浜市立田根小学校		地域住民	押谷 浩之	
	長浜市立田根小学校		地域住民	矢守 千恵子	
	長浜市立田根小学校		対象学校の運営に資する活動を行う者	佐佐 佐恵子	○
	長浜市立田根小学校		保護者	千田 耕司	○

令和8年度 学校運営協議会委員名簿 一覧表 (No.2)

令和8年4月22日～令和9年3月31日

番号	学校名	人数	区分	氏名	新規
9	長浜市立浅井小学校	10	地域住民	松井 善和	
	長浜市立浅井小学校		地域住民	青井 洋子	
	長浜市立浅井小学校		保護者	山田 健弘	○
	長浜市立浅井小学校		地域住民	川口 治郎	
	長浜市立浅井小学校		保護者	清水 悠	
	長浜市立浅井小学校		地域住民	北川 台蔵	○
	長浜市立浅井小学校		地域住民	山口 誠	
	長浜市立浅井小学校		地域住民	山田 正博	
	長浜市立浅井小学校		地域住民	山田 昌宏	
長浜市立浅井小学校	地域住民	西川 久代			
10	長浜市立びわ南小学校	9	地域住民	川瀬 晃	
	長浜市立びわ南小学校		対象学校の運営に資する活動を行う者	中川 有紀	
	長浜市立びわ南小学校		対象学校の運営に資する活動を行う者	室 博之	
	長浜市立びわ南小学校		地域住民	西岡 孝	
	長浜市立びわ南小学校		対象学校の運営に資する活動を行う者	森川 裕子	
	長浜市立びわ南小学校		地域住民	前川 公美	
	長浜市立びわ南小学校		保護者	森 幸太郎	○
	長浜市立びわ南小学校		保護者	中川 雅登	○
長浜市立びわ南小学校	保護者	中川 宏	○		
11	長浜市立びわ北小学校	10	地域住民	粕本 辰雄	
	長浜市立びわ北小学校		地域住民	藤澤 俊之	
	長浜市立びわ北小学校		地域住民	杉中 美智男	
	長浜市立びわ北小学校		地域住民	藤本 永照	
	長浜市立びわ北小学校		対象学校の運営に資する活動を行う者	阿部 秀彦	
	長浜市立びわ北小学校		対象学校の運営に資する活動を行う者	竹内 和生	
	長浜市立びわ北小学校		地域住民	森岡 政人	
	長浜市立びわ北小学校		地域住民	沓水 文太郎	
	長浜市立びわ北小学校		地域住民	中辻 弘子	
長浜市立びわ北小学校	地域住民	上坂 佳世	○		
12	長浜市立小谷小学校	8	地域住民	富永 進也	
	長浜市立小谷小学校		地域住民	柴山 靖子	
	長浜市立小谷小学校		地域住民	小畑 とし子	
	長浜市立小谷小学校		地域住民	丁野 真美	
	長浜市立小谷小学校		地域住民	中島 庄衛	○
	長浜市立小谷小学校		地域住民	木下 善彦	
	長浜市立小谷小学校		保護者	岩田 朋裕	○
	長浜市立小谷小学校		地域住民	脇坂 博之	
13	長浜市立速水小学校	9	地域住民	伊藤 武夫	
	長浜市立速水小学校		地域住民	久保田 陽子	
	長浜市立速水小学校		地域住民	中澤 正和	
	長浜市立速水小学校		地域住民	中村 智子	
	長浜市立速水小学校		地域住民	松居 哉	
	長浜市立速水小学校		地域住民	是洞 知紀	
	長浜市立速水小学校		地域住民	具島 遼	
	長浜市立速水小学校		保護者	中川 崇	
	長浜市立速水小学校		保護者	脇坂 信助	○
14	長浜市立朝日小学校	10	地域住民	竹本 久隆	
	長浜市立朝日小学校		地域住民	竹本 直隆	
	長浜市立朝日小学校		地域住民	山崎 歩	
	長浜市立朝日小学校		地域住民	森 豊児	
	長浜市立朝日小学校		地域住民	松田 幸夫	
	長浜市立朝日小学校		地域住民	石原 竜彦	
	長浜市立朝日小学校		地域住民	藤田 浩行	○
	長浜市立朝日小学校		保護者	木元 耕平	
	長浜市立朝日小学校		保護者	岩根 隆宏	○
長浜市立朝日小学校	保護者	豊畑 恵理子	○		
15	長浜市立富永小学校	8	地域住民	岡島 義孝	
	長浜市立富永小学校		地域住民	吉田 朋子	
	長浜市立富永小学校		地域住民	井口 幸恵	
	長浜市立富永小学校		地域住民	宮崎 将利	
	長浜市立富永小学校		対象学校の運営に資する活動を行う者	平井 敏孝	
	長浜市立富永小学校		保護者	中村 和人	○
	長浜市立富永小学校		保護者	高村 知佳	○
	長浜市立富永小学校		対象学校の運営に資する活動を行う者	荒木 哲也	○
16	長浜市立高月小学校	8	地域住民	藤森 了堅	
	長浜市立高月小学校		地域住民	水谷 清一郎	
	長浜市立高月小学校		地域住民	中村 育美	
	長浜市立高月小学校		地域住民	松田 忠次郎	
	長浜市立高月小学校		地域住民	藤井 廣司	
	長浜市立高月小学校		保護者	寛 嘉浩	
	長浜市立高月小学校		保護者	山岡 伸次	○
	長浜市立高月小学校		保護者	田中 宏幸	○

番号	学校名	人数	区分	氏名	新規
17	長浜市立古保利小学校	9	地域住民	弓削 二三男	
	長浜市立古保利小学校		地域住民	平川 弥一郎	
	長浜市立古保利小学校		地域住民	大音 俊文	
	長浜市立古保利小学校		地域住民	細江 久年	
	長浜市立古保利小学校		地域住民	町本 真紀子	
	長浜市立古保利小学校		地域住民	前田 久男	○
	長浜市立古保利小学校		地域住民	嶋田 静子	○
	長浜市立古保利小学校		保護者	北川 のど佳	○
	長浜市立古保利小学校		保護者	前田 久美子	○
18	長浜市立七郷小学校	8	地域住民	片山 源之	
	長浜市立七郷小学校		地域住民	笠原 仁之	
	長浜市立七郷小学校		地域住民	野瀬 謙治	
	長浜市立七郷小学校		保護者	野田 光晴	
	長浜市立七郷小学校		保護者	宮澤 恒輝	
	長浜市立七郷小学校		保護者	小野 和則	○
	長浜市立七郷小学校		地域住民	吉内 雅子	
	長浜市立七郷小学校		保護者	布施 直亮	○
19	長浜市立高時小学校	9	地域住民	池田 金夫	
	長浜市立高時小学校		地域住民	大山 考一	
	長浜市立高時小学校		地域住民	熊井 時男	
	長浜市立高時小学校		地域住民	吉田 源市	
	長浜市立高時小学校		地域住民	奥村 宏明	
	長浜市立高時小学校		地域住民	山内 昌達	
	長浜市立高時小学校		地域住民	高橋 裕二	
	長浜市立高時小学校		保護者	谷口 智士	○
	長浜市立高時小学校		対象学校の運営に資する活動を行う者	林 たづ子	
20	長浜市立木之本小学校	10	対象学校の運営に資する活動を行う者	梅本 信幸	
	長浜市立木之本小学校		対象学校の運営に資する活動を行う者	山表 春代	
	長浜市立木之本小学校		対象学校の運営に資する活動を行う者	速水 美和	
	長浜市立木之本小学校		地域住民	三國 隆司	
	長浜市立木之本小学校		保護者	居川 功二	○
	長浜市立木之本小学校		地域住民	奥野 義明	
	長浜市立木之本小学校		地域住民	藤田 喜代隆	○
	長浜市立木之本小学校		地域住民	岩根 邦之	○
	長浜市立木之本小学校		地域住民	二宮 保	
	長浜市立木之本小学校		地域住民	佃 豊春	
21	長浜市立西浅井小学校	8	保護者	向井 真人	○
	長浜市立西浅井小学校		地域住民	石田 孝男	○
	長浜市立西浅井小学校		地域住民	横井 隆広	○
	長浜市立西浅井小学校		地域住民	野坂 美代子	○
	長浜市立西浅井小学校		地域住民	磯井 義人	○
	長浜市立西浅井小学校		地域住民	赤坂 晴子	○
	長浜市立西浅井小学校		地域住民	葛城 慎也	○
	長浜市立西浅井小学校		保護者	桑原 大輔	○
	長浜市立西浅井小学校				
1	長浜市立虎姫学園	9	地域住民	藤本 良美	
	長浜市立虎姫学園		地域住民	吉田 道明	
	長浜市立虎姫学園		対象学校の運営に資する活動を行う者	北辺 禎雄	
	長浜市立虎姫学園		地域住民	角川 雅敏	
	長浜市立虎姫学園		地域住民	川合 和子	
	長浜市立虎姫学園		対象学校の運営に資する活動を行う者	中川 治代	
	長浜市立虎姫学園		地域住民	饗場 理佳	
	長浜市立虎姫学園		地域住民	河村 好子	
	長浜市立虎姫学園		地域住民	尚永 浩明	
2	長浜市立余呉小中学校	9	地域住民	城楽 直	
	長浜市立余呉小中学校		地域住民	筑田 利美	
	長浜市立余呉小中学校		地域住民	織田 しげみ	
	長浜市立余呉小中学校		対象学校の運営に資する活動を行う者	小山 武士	
	長浜市立余呉小中学校		地域住民	唐子 恵子	
	長浜市立余呉小中学校		地域住民	三國 晃	
	長浜市立余呉小中学校		地域住民	桐畑 晃郎	○
	長浜市立余呉小中学校		保護者	松浦 正敬	
	長浜市立余呉小中学校		保護者	平家 大裕	○

合計人数	285
新規人数	74

## 長浜市地域学校協働活動推進員の委嘱について

社会教育法（昭和24年法律第207号）第9条の7第1項並びに長浜市地域学校協働活動推進員設置要綱（令和6年5月21日教育委員会告示第9号）第5条の規定に基づき、次のとおり長浜市地域学校協働活動推進員を委嘱することについて、教育委員会の議決を求める。

令和8年4月22日提出

長浜市教育委員会 教育長 織田 恭淳

## 委嘱

	学校名	氏名	着任歴
1	長浜市立南郷里小学校	杉山 茂樹	新規
2	長浜市立北郷里小学校	曾我 景年	継続
3	長浜市立湯田小学校	江菅 裕子	継続
4	長浜市立浅井中学校	西橋 志奈子	継続
5	長浜市立田根小学校	三上 保彦	継続
6	長浜市立びわ南小学校	中川 有紀	継続
7	長浜市立びわ北小学校	中辻 弘子	新規
8	長浜市立小谷小学校	柴山 靖子	継続
9	長浜市立富永小学校	岡島 義孝	新規
10	長浜市立高月小学校	田中 宏幸	新規
11	長浜市立古保利小学校	弓削 二三男	新規
12	長浜市立七郷小学校	野瀬 謙治	新規
13	長浜市立高月中学校	山岡 伸次	新規
14	長浜市立高時小学校	林 たづ子	継続
15	長浜市立木之本中学校	杉本 幸久	新規
16	長浜市立余呉小中学校	織田 しげみ	継続

任期は、令和8年4月22日から令和9年3月31日までとする。

## 長浜市社会教育委員の委嘱について

社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）第 15 条並びに長浜市社会教育委員設置に関する条例（平成 18 年長浜市条例第 187 号）第 2 条の規定に基づき、次のとおり長浜市社会教育委員を委嘱することについて、教育委員会の議決を求める。

令和 8 年 4 月 22 日提出

長浜市教育委員会 教育長 織田 恭淳

委嘱

所属	氏名	備考	着任歴
学校教育関係者 (小中学校代表)	岩田 太	浅井小学校 校長	新任

任期は、令和 8 年 5 月 1 日から令和 10 年 4 月 30 日までとする。

令和8・9年度長浜市社会教育委員（案）

(敬称略)

	区分	氏名	備考	着任歴
1	学識経験者	かんべ じゅんいち 神部 純一	滋賀大学教育学部教授	4期
2	学識経験者	はら みき 原 未来	滋賀県立大学人間文化学部准教授	新任
3	家庭教育関係者	もりかわ ゆうこ 森川 裕子	学校運営協議会委員（びわ南小学校） びわ地区青少年育成会委員	6期
4	家庭教育関係者	かわせ ひろこ 川瀬 寛子	長浜市青少年問題協議会委員	4期
5	家庭教育関係者	なかむら あき 中村 亜紀	読み聞かせボランティア「すずめの学 校」	新任
6	社会教育関係者	おたに さやか 小谷 さやか	長浜市吹奏楽クラブ指導者 市内県立高校吹奏楽部外部講師	新任
7	社会教育関係者	いそぎき しんいち 磯崎 真一	NPO法人はまかる代表 長浜文化芸術ユース会議サポートメン バー	4期
8	社会教育関係者	おおたに たかし 大谷 隆	元長浜市生涯学習推進協議会座長	3期
9	社会教育関係者	すずき いっぺい 鈴木 一平	長浜曳山祭伝承委員会委員長 雛子保存会理事	3期
10	社会教育関係者	しみず みねお 清水 峯生	浅井湯田地域づくり協議会会長	3期
11	社会教育関係者	よこた のぞみ 横田 のぞみ	公益社団法人日本3B体操協会指導者 とらひめ認定こども園学校運営協議会	3期
12	社会教育関係者	かわせ げんき 川瀬 元気	長浜市スポーツ少年団常任委員 長浜市スポーツ推進計画委員	新任
13	学校教育関係者	きたべ ていゆう 北辺 禎雄	滋賀県コミュニティ・スクール(CS)アド バイザー	2期
14	学校教育関係者 <u>(今回上程)</u>	いわた ふとし 岩田 太	長浜市立浅井小学校 校長	新任

任期：令和8年4月1日～令和10年3月31日（2年）

※ただし、小・中学校代表の任期は、令和8年5月1日から～令和10年4月30日で、  
新年度の校長会で決定する。

## 長浜市図書館協議会委員の委嘱又は任命について

図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）第 15 条及び長浜市立図書館条例（平成 18 年条例第 189 号）第 10 条の規定に基づき、次のとおり長浜市図書館協議会委員を委嘱又は任命することについて、教育委員会の議決を求める。

令和 8 年 4 月 22 日提出

長浜市教育委員会 教育長 織田 恭淳

## 委嘱又は任命

区 分	氏 名	備 考	着任歴	
学校教育関係者	福永 かおる	中学校長会代表 高月中学校 校長	2 期目	委嘱
	金澤 潔	小学校長会代表 速水小学校 校長	2 期目	委嘱
	杉田 幸弥	保・幼・認定こども園代表 長浜西幼稚園 園長	新任	任命

任期は、令和 8 年 5 月 1 日から令和 10 年 4 月 30 日までとする。

## 令和8年度長浜市図書館協議会委員(案)

教育委員関係者(3名)

(敬称略)

	区分	氏名	性別	備考	着任歴
1	学識経験者	やまもと あさかず 山本 昭和	男	椚山女学園大学教授	2期目
2	学識経験者	こきた あきお 小北 晶男	男	元米原市立図書館長	3期目
3	学識経験者	いのうえ まさる 井上 勝	男	滋賀文教短期大学附属図書館長	2期目
4	社会教育関係者	すずき しげよし 鈴木 茂喜	男	市社会福祉協議会地域福祉部長	2期目
5	社会教育関係者	やまうち まき 山内 真紀	女	長浜市地域活力プランナー	3期目
6	家庭教育関係者	ふじい みよし 藤居 みよし	女	読み聞かせボランティア会員	4期目
7	家庭教育関係者	もり はるみ 森 治美	女	南郷里小読書ボランティア紙風船 会員	2期目
8	学校教育関係者 (今回上程)	ふくなが かおる 福永 かおる	女	中学校長会代表 高月中学校 校長	2期目
9	学校教育関係者 (今回上程)	かなざわ きよし 金澤 潔	男	小学校長会代表 速水小学校 校長	2期目
10	学校教育関係者 (今回上程)	すぎた ゆきみ 杉田 幸弥	女	保・幼・認定こども園代表 長浜西幼稚園 園長	新任

任期：令和8年4月1日～令和10年3月31日（2年）

※学校教育関係者の任期は、令和8年5月1日～令和10年4月30日（2年）

## 長浜市規則等の制定・改廃に関する概要説明書

担 当：幼児課  
件 名：長浜市保育士等宿舎居住支援事業補助金交付要綱の一部改正について

### 第1 制定・改廃理由

令和8年度も引き続き補助金交付を実施するため、要綱の一部を改正するもの。

### 第2 要点

補助要件である勤務開始の日を、平成30年10月1日から令和9年4月1日までとする。（旧：令和8年4月1日まで）

補助対象経費を、宿舎に居住を開始した日から48か月を経過した日又は令和10年3月31日（旧：令和9年3月31日）のいずれか早い日までの居住に係る賃料等とする。

### 第3 施行期日

令和8年4月1日から施行する。

長浜市保育士等宿舎居住支援事業補助金交付要綱の一部改正

新旧対照表

新	旧
<p>(補助対象者)</p> <p><b>第3条</b> 補助金の交付の対象者は、次のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) 保育施設等を運営する法人等であって、次の要件を全て満たすもの</p> <p>ア 借り上げた宿舎（市内に所在するものに限り、当該法人等の役員又は職員が所有するものを除く。）に、次の要件を全て満たす保育士等を居住させていること。</p> <p>（ア） 当該法人等における勤務開始の日が、平成30年10月1日から<u>令和9年4月1日</u>までの間の日であること。</p> <p>（イ）～（エ） （略）</p> <p>イ・ウ （略）</p> <p>(2) 公立施設に勤務する保育士等であって、次の要件を全て満たすもの</p> <p>ア 当該公立施設における勤務開始の日が、平成30年10月1日から<u>令和9年4月1日</u>までの間の日であること。</p> <p>イ・ウ （略）</p> <p>(対象経費)</p> <p><b>第4条</b> 補助金の交付の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、保育士等が入居する宿舎の借上げ等の賃料及び共益費その他これに類する費用（以下「賃料等」という。）であって、当該宿舎に居住を開始した日から、当該居住を開始した日から48か月を経過した日又は<u>令和10年3月31日</u>のいずれか早い日までの居住に係るものとする。</p> <p>2～5 （略）</p>	<p>(補助対象者)</p> <p><b>第3条</b> 補助金の交付の対象者は、次のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) 保育施設等を運営する法人等であって、次の要件を全て満たすもの</p> <p>ア 借り上げた宿舎（市内に所在するものに限り、当該法人等の役員又は職員が所有するものを除く。）に、次の要件を全て満たす保育士等を居住させていること。</p> <p>（ア） 当該法人等における勤務開始の日が、平成30年10月1日から<u>令和8年4月1日</u>までの間の日であること。</p> <p>（イ）～（エ） （略）</p> <p>イ・ウ （略）</p> <p>(2) 公立施設に勤務する保育士等であって、次の要件を全て満たすもの</p> <p>ア 当該公立施設における勤務開始の日が、平成30年10月1日から<u>令和8年4月1日</u>までの間の日であること。</p> <p>イ・ウ （略）</p> <p>(対象経費)</p> <p><b>第4条</b> 補助金の交付の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、保育士等が入居する宿舎の借上げ等の賃料及び共益費その他これに類する費用（以下「賃料等」という。）であって、当該宿舎に居住を開始した日から、当該居住を開始した日から48か月を経過した日又は<u>令和9年3月31日</u>のいずれか早い日までの居住に係るものとする。</p> <p>2～5 （略）</p>

## 長浜市規則等の制定・改廃に関する概要説明書

担 当：幼児課  
件 名：長浜市保育士等奨学金返還支援金交付要綱の一部改正について

### 第1 制定・改廃理由

令和8年度も引き続き支援金交付を実施しつつ、新設の保育士等修学資金貸付制度との併給を不可とするため、要綱の一部を改正するもの。

### 第2 要点

- 1 支援金の受給要件を「令和9年4月1日までに市内の保育施設等に勤務することとなったもの」に改め（旧：令和8年4月1日までに）、令和8年度中に採用内定を受けた者を受給対象に加える。
- 2 支援金の受給要件に「長浜市保育士等修学資金貸付事業の貸付を受けていない者」を加え、新設の当該制度との併給を不可とする。

### 第3 施行期日

令和8年4月1日から施行する。

長浜市保育士等奨学金返還支援金交付要綱の一部改正

新旧対照表

新	旧
<p>(支援金の受給要件)</p> <p><b>第3条</b> 支援金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 平成29年度以前に市内の保育施設等への勤務実績がない者で、<u>令和9年4月1日</u>までに市内の保育施設等に勤務することとなったもの</p> <p>(5) (略)</p> <p><u>(6) 長浜市保育士等修学資金貸付事業の貸付を受けていない者</u></p> <p style="text-align: center;"><b>附 則</b></p> <p>1 (略)</p> <p>(告示の失効)</p> <p>2 この要綱は、<u>令和13年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p>	<p>(支援金の受給要件)</p> <p><b>第3条</b> 支援金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 平成29年度以前に市内の保育施設等への勤務実績がない者で、<u>令和8年4月1日</u>までに市内の保育施設等に勤務することとなったもの</p> <p>(5) (略)</p> <p style="text-align: center;"><b>附 則</b></p> <p>1 (略)</p> <p>(告示の失効)</p> <p>2 この要綱は、<u>令和12年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p>

## 長浜市規則等の制定・改廃に関する概要説明書

担 当：幼児課  
件 名：長浜市保育士等修学資金貸付条例施行規則の制定について

### 第1 制定・改廃理由

令和8年4月1日施行の長浜市保育士等修学資金貸付条例について、必要な手続きの細目を定めるもの。

### 第2 要点

保育士等修学資金貸付制度の実施に必要な様式や手続きについて、条例の委任により定める。

### 第3 施行期日

令和8年4月1日から施行する。

## 長浜市保育士等修学資金貸付条例施行規則

### (趣旨)

第1条 この規則は、長浜市保育士等修学資金貸付条例（令和8年長浜市条例第12号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (用語)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

### (修学期間の計算)

第3条 条例第5条に定める正規の修学期間の計算に当たり、次の各号に掲げる場合における取扱いは、当該各号に定めるところによる。

- (1) 借受人が休学した場合 指定保育士養成施設の修業年限に、休学した期間を加算した期間を正規の修学期間とする。
- (2) 借受人が停学処分を受けた場合 指定保育士養成施設の修業年限を正規の修学期間とする。

### (貸付けの申請)

第4条 条例第6条第1項の規定により修学資金の貸付けを受けようとする者は、市長が別に定める日までに、長浜市保育士等修学資金貸付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 住民票の写し
- (2) 在学する指定保育士養成施設の長が作成する推薦書（様式第2号）
- (3) 連帯保証人の印鑑証明書
- (4) 申請者の父母（父母がいない場合は、生計中心者）の収入状況が分かる書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

### (連帯保証人)

第5条 条例第6条第1項に規定する連帯保証人は、成年で独立の生計を営むものとする。

### (貸付けの決定通知)

第6条 条例第6条第2項の規定による通知は、長浜市保育士等修学資金貸付決定（却下）通知書（様式第3号）によるものとする。

### (誓約書)

第7条 修学資金を貸し付ける旨の通知を受けた者（以下「貸付決定者」という。）は、速やかに誓約書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

### (貸付請求)

第8条 貸付決定者は、長浜市保育士等修学資金貸付請求書（様式第5号）により、市長に修学資金の貸付けを請求しなければならない。

### (届出の義務)

第9条 借受人が修学資金の返還完了前に次の各号のいずれかに該当するときは、長浜市保育士等修学資金借受人異動事項等届出書（様式第6号）により、市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名、住所その他の事項を変更したとき。
- (2) 休学し、復学し、留年し、退学し、又は停学の処分を受けたとき。

- (3) 修学資金を必要としなくなったとき。
- (4) 勤務している保育所等から他の保育所等へ転職したとき。
- (5) 勤務している保育所等を休職等し、復職し、又は退職したとき。
- (6) 死亡したとき。
- (7) 連帯保証人の氏名、住所その他の事項について変更が生じたとき。

2 借受人は、修学資金を返還し、又は返還の免除が決定するまでの毎年3月31日現在の状況を、長浜市保育士等修学資金現況報告書（様式第7号）により、市長に届け出なければならない。

3 借受人が指定保育士養成施設を卒業し、保育所等に勤務したときは、長浜市保育士等修学資金借受人卒業等報告書（様式第8号）により、市長に届け出なければならない。  
（連帯保証人の変更申請）

第10条 借受人が連帯保証人を変更（連帯保証人が死亡した場合を含む。）しようとするときは、長浜市保育士等修学資金連帯保証人変更申請書（様式第9号）に連帯保証人の印鑑登録証明書を添えて、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、変更の可否を決定し、その旨を当該申請をした者に長浜市保育士等修学資金連帯保証人変更決定（却下）通知書（様式第10号）により通知するものとする。

（貸付の決定の取消し等）

第11条 市長は、条例第7条第1項及び第2項の規定により貸付けの決定を取り消したときは、長浜市保育士等修学資金貸付決定取消通知書（様式第11号）により通知するものとする。

2 市長は、条例第7条第2項の規定により修学資金の貸付けの決定を取り消す場合は、貸付金額（第5条の規定により通知を受けた貸付金額をいう。）を12で除した額に取り消しする月数を乗じて得た額を、貸付金額から減額するものとする。

（貸付の停止等）

第12条 市長が、条例第7条第2項の規定により修学資金の貸付けを取り消した場合において、貸付けを取り消した期間の修学資金が既に交付されているときは、当該修学資金は、貸付けの取消事由の消滅した日の属する月の翌月以後の月の分として貸し付けられたものとみなす。

2 前項の規定により貸し付けられたものとみなされた修学資金が、貸付期間を超えて貸し付けられた場合は、借受人は、当該貸付期間を超えて貸し付けられた部分について、速やかに市長に返還しなければならない。

（借用証書の提出）

第13条 借受人が次の各号のいずれかに該当するときは、長浜市保育士等修学資金借用証書（様式第12号）を市長に提出しなければならない。

- (1) 修学資金の借受けが完了したとき。
- (2) 修学資金を必要としない理由が生じたとき。
- (3) 修学資金の貸付けが取り消されたとき。

（返還計画書の提出等）

第14条 借受人は、条例第8条第1項の規定により修学資金の返還事由が生じたときは、

速やかに長浜市保育士等修学資金返還計画書（様式第13号）を市長に提出しなければならない。

（返還方法の変更）

第15条 借受人は、災害その他やむを得ない事由により修学資金を返還することが著しく困難であると市長が認めるときは、長浜市保育士等修学資金返還計画書の内容を変更することができる。

2 前項の規定により変更をしようとする者は、長浜市保育士等修学資金返還計画変更申請書（様式第14号）により、市長に申請しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、変更の可否を決定し、その旨を当該申請をした者に長浜市保育士等修学資金返還計画変更決定（却下）通知書（様式第15号）により通知するものとする。

（返還猶予の申請等）

第16条 条例第9条の規定により修学資金の返還の猶予を受けようとする者は、長浜市保育士等修学資金返還猶予申請書（様式第16号）により、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、返還の猶予の可否を決定し、その旨を当該申請をした者に対し長浜市保育士等修学資金返還猶予決定（却下）通知書（様式第17号）により通知するものとする。

（返還免除の申請等）

第17条 条例第10条の規定により修学資金の返還の免除を受けようとする者は、長浜市保育士等修学資金返還免除申請書（様式第18号）により、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、返還の免除の可否を決定し、その旨を当該申請をした者に対し長浜市保育士等修学資金（一部）返還免除決定（却下）通知書（様式第19号）により通知するものとする。

（その他）

第18条 この規則に定めるもののほか、修学資金の貸付けに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

長浜市保育士等修学資金貸付申請書

年 月 日

長浜市長 あて

申請者 住所

氏名

印（※）

※自署しない場合は、記名押印

長浜市保育士等修学資金の貸付を受けたいので、長浜市保育士等修学資金貸付条例施行規則第4条の規定により、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

申請者	氏 名			生年月日		
	フリガナ					
	電話番号					
	( ) -					
	在学する指定保育士養成施設					
	施設名		学部・ 学科		課程 名	
	学年		卒業予定 年月日			
	貸付を希望する期間及び金額					
	期間		金額			
連帯保証人	氏 名			生年月日		申請者との関係
	フリガナ					
	住 所			電話番号		職業
	勤務先					
	名称				電話 番号	

様式第2号（第4条関係）

推薦書

年 月 日

長浜市長 あて

指定保育士養成施設 所在地

施設名

施設長名

印

下記の者は、長浜市保育士等修学資金の貸付けを受ける者として適当と認められますので、推薦します。

氏 名			
入学年月日		卒業予定年月日	
生年月日		在学年	
備考			

様

長浜市長

長浜市保育士等修学資金貸付決定（却下）通知書

年 月 日付で申請のあった長浜市保育士等修学資金貸付金について、下記のとおり決定しましたので、長浜市保育士等修学資金貸付条例施行規則第6条の規定により、通知します。

記

1 貸し付けます。

貸付金額	円
貸付期間	年 月 日から 年 月 日まで

2 貸し付けません。

理由

様式第4号（第7条関係）

誓約書

年 月 日

長浜市長 あて

私は、借受人として、長浜市保育士等修学資金貸付条例及び長浜市保育士等修学資金貸付条例施行規則を遵守するとともに、保育士資格を取得した後は、長浜市内に居住し、長浜市内の保育所等に保育士等として勤務することを誓約します。

なお、修学資金の返還の債務が生じたときは、返還期日までに返還します。

借受人

住 所

氏 名

印

様式第5号（第8条関係）

長浜市保育士等修学資金貸付請求書

年 月 日

長浜市長 あて

貸付決定者 住所  
氏名

印（※）

※自署しない場合は、記名押印

電話番号

年 月 日付け 第 号で貸付決定のあった長浜市保育士等修学資金について、長浜市保育士等修学資金貸付条例施行規則第8条の規定により次のとおり請求します。

- 1 請求期間 年 月 ～ 年 月（ か月分）  
 2 請求金額 円  
 3 振込先口座

金融機関名	銀行 組合 農協 金庫	支店名	店 所
口座種別	普通 当座		
口座番号			右づめで記入
口座名義人	フリガナ		

※ 貸付決定者本人の口座を記入してください。

様式第6号（その1）（第9条関係）

長浜市保育士等修学資金借受人異動事項等届出書（在学者用）

年 月 日

長浜市長 あて

住所

氏名

印（※）

※自署しない場合は、記名押印

電話番号

長浜市保育士等修学資金を借用中のところ、異動等が生じたので、次のとおり届け出ます。また、連帯保証人は、次の異動等について承諾しています。

該当事由を○で囲んでください。		変更内容・変更理由・変更年月日等					
1 氏名	(変更前)						
	2 住所・電話番号						
3 長浜市保育士等修学資金を必要としなくなった理由							
4 在学状況	(1) 休学 (2) 停学 ( 年 月 日 から 年 月 日まで) (3) 留年 (4) 復学 (5) 退学 (6) その他 ( ) (事由発生日: 年 月 日)						
	在学状況について、上記のとおり相違ないことを証明します。 年 月 日 所在地 指定保育士養成施設 施設名 施設長名 印						
		死亡年月日 年 月 日					
5 死亡	連帯保証人	氏名	印	住所		電話番号	

様式第6号（その2）（第9条関係）

長浜市保育士等修学資金借受人異動事項等届出書（就業者等用）

年 月 日

長浜市長 あて

住所

氏名

印（※）

※自署しない場合は、記名押印

電話番号

長浜市保育士等修学資金を借用中のところ、異動等が生じたので、次のとおり届け出ます。また、連帯保証人は、次の異動等について、承諾しています。

該当事由を○で囲んでください。		変更内容・変更理由・変更年月日等					
1	氏名	(変更前)					
2	住所・電話番号	(変更後)					
3	勤務先の変更	(施設名)	変更日		年 月 日		
4	在職状況	(1) 産前産後休暇 (2) 育児休業 (3) 病気休暇 ( 年 月 日 から 年 月 日まで) (4) 休職 (5) 復職 (6) 退職 (7) その他 ( ) (事由発生日： 年 月 日)					
		在職状況等について、上記のとおり相違ないことを証明します。 年 月 日 所在地 保育所等 施設名 施設長名 印					
5	死亡	死亡年月日 年 月 日					
		連帯保証人	氏名	印	住所	電話番号	

様式第6号（その3）（第9条関係）

長浜市保育士等修学資金借受人異動事項等届出書（連帯保証人用）

年 月 日

長浜市長 あて

借受人	住所	
	氏名	印（※）
	電話番号	
連帯保証人	住所	
	氏名	印（※）
	電話番号	

※自署しない場合は、記名押印

上記借受人の連帯保証人について、異動等が生じたので、次のとおり届け出ます。

該当事由を○で囲んでください。	変更内容・変更理由・変更年月日等
1 氏名 2 住所・電話番号 3 印鑑（※）	(変更前)
4 借受人との関係 5 勤務先 6 勤務先電話番号	(変更後)

（※）印鑑を変更した場合は、変更後の印鑑証明書を添付してください。

様式第7号（第9条関係）

長浜市保育士等修学資金現況報告書

年 月 日

長浜市長 あて

借受人 住所  
氏名

印（※）

※自署しない場合は、記名押印

電話番号

次のとおり、 年 月 日現在の状況を報告します。

現在の状況	在学者	1 在学中 2 休学中 3 停学中 4 その他（ ）
	就業者	1 在職中 2 休職中 3 休暇中（ 産前産後 育児 病気 ） 4 その他（ ）
備考		

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

指定保育士養成施設・保育所等

所在地

施設名

施設長名

印

様式第8号（第9条関係）

長浜市保育士等修学資金借受人卒業等報告書

年 月 日

長浜市長 あて

借受人 住所

氏名

印（※）

※自署しない場合は、記名押印

電話番号

指定保育士養成施設を卒業しましたので、関係書類を添えて次のとおり報告します。

項目	記入欄	
1 卒業年月日	年 月 日	
2 保育士登録	登録番号	
3 卒業後の進路	勤務先名称	
	勤務先所在地	
	勤務開始年月日	年 月 日
	備考	

上記の者について、上記3のとおり相違ないこと及び常勤の保育士等として勤務するものであることを証明します。

年 月 日

保育所等

所在地

施設名

印

施設長名

様式第9号（第10条関係）

長浜市保育士等修学資金連帯保証人変更申請書

年 月 日

長浜市長 あて

借受人 住所

氏名

印（※）

※自署しない場合は、記名押印

電話番号

連帯保証人を変更したいので、次のとおり申請します。

変更前	フリガナ			
	氏 名			
変更後	フリガナ			
	氏 名	印		
	生年月日		借受人 との関係	
	現住所			
	電話番号	( )	—	
	職業			
	勤務先			
	名称			
	電話番号			
添付書類				

様式第10号（第10条関係）

第 号  
年 月 日

様

長浜市長

長浜市保育士等修学資金連帯保証人変更決定（却下）通知書

年 月 日付で申請のあった連帯保証人の変更について、下記のとおり決定しましたので、長浜市保育士等修学資金貸付条例施行規則第10条第2項の規定により、通知します。

記

1 変更を決定します。

変更後の 連帯保証人	住 所	
	氏 名	

2 変更を却下します。

理由

様式第11号（第11条関係）

第 年 月 日

様

長浜市長

長浜市保育士等修学資金貸付決定取消通知書

下記のとおり長浜市保育士等修学資金貸付決定を取り消しましたので、長浜市保育士等修学資金貸付条例施行規則第11条第1項の規定により通知します。

記

貸付番号	第 号
取消しの理由	
貸付決定を取り消した期間	年 月から 年 月まで
貸付決定を取り消した金額	円
取消し後の貸付期間	年 月から 年 月まで
取消し後の貸付金額	円

様式第12号（第13条関係）

長浜市保育士等修学資金借用証書

年 月 日

長浜市長 あて

貸付番号	第 号
借用金額	円
借用期間	年 月 日から 年 月 日まで
利子	無利子
返還期限日	年 月 日

以上のとおり、修学資金を借り受けたことに相違ありません。

については、長浜市保育士等修学資金貸付条例及び長浜市保育士等修学資金貸付条例施行規則の規定に従い、返還いたします。

年 月 日

借受人

住 所

氏 名

印

連帯保証人

住 所

氏 名

印

様式第13号（第14条関係）

長浜市保育士等修学資金返還計画書

年 月 日

長浜市長 あて

借受人 住所  
氏名 印  
電話番号  
連帯保証人 住所  
氏名 印

次のとおり、長浜市保育士等修学資金を返還します。

借用金額	円
借用期間	年 月 日から 年 月 日まで
返還方法	一括払い ・ 半年賦（ 回払い） ・ 月賦（ 回払い）
返還期間	年 月 日から 年 月 日まで

様式第14号（第15条関係）

長浜市保育士等修学資金返還計画変更申請書

年 月 日

長浜市長 あて

借受人 住所  
 氏名 印  
 電話番号  
 連帯保証人 住所  
 氏名 印

災害その他やむを得ない事由により、提出済みの返還計画書のとおり返還することが困難であるため、以下のとおり、長浜市保育士等修学資金返還計画の変更を申請します。

借用金額	円
返還方法	一括払い ・ 半年賦 ( 回払い) ・ 月賦 ( 回払い)
返還期間	年 月 日から 年 月 日まで
変更を申請する 具体的な理由	

様式第15号（第15条関係）

第 号  
年 月 日

様

長浜市長

長浜市保育士等修学資金返還計画変更決定（却下）通知書

年 月 日付けで申請のあった返還計画の変更について、下記のとおり決定しましたので、長浜市保育士等修学資金貸付条例施行規則第15条第3項の規定により、通知します。

記

1 返還計画の変更を決定します。

借用金額	円
返還方法	
1回あたりの返還金額	円 (最終回：円)
返還期間	年 月 日から 年 月 日まで

2 返還計画の変更を却下します。

理由

様式第16号（第16条関係）

長浜市保育士等修学資金返還猶予申請書

年 月 日

長浜市長 あて

借受人 住所  
 氏名 印  
 電話番号  
 連帯保証人 住所  
 氏名 印

長浜市保育士等修学資金の返還の猶予を受けたいので、長浜市保育士等修学資金貸付条例施行規則第16条第1項の規定により、次のとおり申請します。

貸付番号	第 号
借用金額	円
返還済額	円
返還猶予希望期間	年 月 日から 年 月 日まで
返還猶予事由	

様

長浜市長

長浜市保育士等修学資金返還猶予決定（却下）通知書

年 月 日付で申請のあった長浜市修学資金の返還の猶予について、下記のとおり決定しましたので、長浜市保育士等修学資金貸付条例施行規則第16条第2項の規定により、通知します。

記

1 返還を猶予します。

貸付番号	
返還猶予金額	
返還猶予期間	年 月 日から 年 月 日まで

2 返還の猶予を却下します。

理由

様式第18条（第17条関係）

長浜市保育士等修学資金返還免除申請書

年 月 日

長浜市長 あて

借受人 住所  
氏名 印  
電話番号  
連帯保証人 住所  
氏名 印

長浜市保育士等修学資金の返還の免除を受けたいので、長浜市保育士等修学資金貸付条例施行規則第17条第1項の規定により、次のとおり申請します。

貸付番号	第 号		
借用金額	円		
返還免除事由			
勤務先名称		業務従事期間	

第 号  
年 月 日

様

長浜市長

長浜市保育士等修学資金（一部）返還免除決定（却下）通知書

年 月 日付で申請のあった長浜市修学資金の返還の免除について、下記のとおり決定しましたので、長浜市保育士等修学資金貸付条例施行規則第17条第2項の規定により、通知します。

記

- 1 返還を免除します。

貸付番号	
返還免除金額	

- 2 返還の免除を却下します。  
理由

## 長浜市規則等の制定・改廃に関する概要説明書

担 当：幼児課  
件 名：長浜市保育士等修学資金貸付者の選考に関する基準要綱の制定について

### 第1 制定・改廃理由

令和8年4月1日からの保育士等修学資金貸付制度の実施に当たり、予算を超える額の申込みがあった際の貸付採用者を決定するための基準を定めるもの。

### 第2 要点

以下の選考基準により貸付採用者を決定する。

- (1) 高校卒業時又は申込年1月1日の住所：長浜市在住者を優先
- (2) 卒業までの月数：短い者を優先
- (3) 世帯年収：少ない者を優先
- (4) 貸付希望総額：少額の者を優先
- (5) くじによる決定

### 第3 施行期日

令和8年4月1日から施行する。

## 長浜市保育士等修学資金貸付対象者の選考に関する基準要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、長浜市保育士等修学資金貸付条例（令和8年長浜市条例第12号。以下「条例」という。）第6条第3項に定める修学資金の貸付けを行う者の順序を決定するための基準（以下「選考基準」という。）について定めるものとする。

(用語)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

(選考基準)

第3条 選考基準は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 高校卒業時点又は条例第6条第1項の貸付申請を行った日の属する年の1月1日時点において市内に居住している者に対しては、同時点において市外に居住している者に優先して貸付けを行う。
- (2) 前号の規定により貸付けを行う者が定まらないときは、修学資金の貸付けを希望する最初の月から卒業までの月数が短い者に対して、優先して貸付けを行う。
- (3) 前号の規定により貸付けを行う者が定まらないときは、世帯年収（貸付対象者の父母（父母がいない場合は、生計中心者）の年収の合算をいう。）の少ない者に対して、優先して貸付けを行う。
- (4) 前号の規定により貸付けを行う者が定まらないときは、貸付けを希望する金額の総額が少ない者に対して、優先して貸付けを行う。
- (5) 前号の規定により貸付けを行う者が定まらないときは、くじにより貸付けを行う者を決定する。

(その他)

第4条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

## 長浜市規則等の制定・改廃に関する概要説明書

担 当：幼児課  
件 名：長浜市民間認可保育所及び認定こども園物価高騰対策事業補助金（エネルギー価格高騰分）交付要綱の一部改正について

### 第1 制定・改廃理由

昨年度に引き続き民間認可保育所及び認定こども園物価高騰対策事業補助金（エネルギー価格高騰分）を交付するに当たり、補助金額を改定し、本要綱の失効日を1年延長するもの。

### 第2 要点

- (1) 補助金額を改定し、令和6年度の光熱水費に0.13を乗じた額（1,000円未満切り捨て）とする。
- (2) 本要綱の失効日を令和9年3月31日に改める。

### 第3 施行期日

要点(1)については令和8年4月1日、要点(2)については令和8年3月31日から施行する。

長浜市民間認可保育所及び認定こども園物価高騰対策事業補助金（エネルギー価格高騰分）交付要綱  
の一部改正

新旧対照表

新	旧
<p>(補助金額)</p> <p><u>第4条 補助金の額は、令和6年1月1日から同年12月31日までの期間に始期がある事業年度（以下「令和6年度」という。）の光熱水費に0.13を乗じた額とする。</u></p> <p><u>(1)～(2) 削除</u></p> <p>(交付申請)</p> <p><u>第5条 補助金の交付を受けようとする者は、長浜市民間保育所及び認定こども園物価高騰対策事業費補助金（エネルギー価格高騰分）交付申請書兼請求書（様式第1号）に、令和6年度の収支決算書を添えて、市長に提出しなければならない。</u></p> <p><u>(1)～(3) (削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(告示の失効)</p> <p>2 この要綱は、<u>令和9年3月31日</u>限り、その効力を失う。ただし、第7条の規定は、同日後もなおその効力を有する。</p>	<p>(補助金額)</p> <p><u>第4条 補助金の額は、次に掲げる額のいずれか低い額とする。</u></p> <p><u>(1) 令和6年1月1日から同年12月31日までの期間に始期がある事業年度（以下「令和6年度」という。）の光熱水費から、令和5年1月1日から同年12月31日までの期間に始期がある事業年度（以下「令和5年度」という。）の光熱水費を減じた額。ただし、零を下回る場合は零とする。</u></p> <p><u>(2) 令和6年度の光熱水費に10分の1を乗じた額</u></p> <p>(交付申請)</p> <p><u>第5条 補助金の交付を受けようとする者は、令和7年11月1日までに、長浜市民間保育所及び認定こども園物価高騰対策事業費補助金（エネルギー価格高騰分）交付申請書兼請求書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 令和6年度の収支決算書</u></p> <p><u>(2) 令和5年度の収支決算書</u></p> <p><u>(3) その他市長が必要と認める書類</u></p> <p><u>2 市長は、前項の規定による申請があった場合はその内容を審査し、適当と認めるときは補助金を交付するものとする。</u></p> <p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(告示の失効)</p> <p>2 この要綱は、<u>令和8年3月31日</u>限り、その効力を失う。ただし、第7条の規定は、同日後も、なおその効力を有する。</p>

新

旧

様式第1号（第5条関係）

様式第1号（第5条関係）

長浜市民間保育所及び認定こども園物価高騰対策事業費補助金（エネルギー価格高騰分）  
交付申請書兼請求書

長浜市民間保育所及び認定こども園物価高騰対策事業費補助金（エネルギー価格高騰分）  
交付申請書兼請求書

年 月 日  
長浜市長 あて  
住所（所在地）  
氏名（名称及び代表者）<sup>(※)</sup>  
( )  
(※)本人（代表者）が署名しない場合は、記名押印してください。

年 月 日  
長浜市長 あて  
住所（所在地）  
氏名（名称及び代表者）<sup>(※)</sup>  
( )  
(※)本人（代表者）が署名しない場合は、記名押印してください。

長浜市民間認可保育所及び認定こども園物価高騰対策事業費補助金（エネルギー価格高騰分）交付要綱  
第5条の規定により、補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請し、補助金の交  
付額を請求します。

長浜市民間認可保育所及び認定こども園物価高騰対策事業費補助金（エネルギー価格高騰分）交付要綱  
第5条の規定により、補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請し、補助金の交  
付額を請求します。

1 補助金交付申請額及び請求額

1 補助金交付申請額及び請求額

補助年度	令和8年度	補助事業等の名称	長浜市民間保育所及び認定こども園物価高騰対策事業費補助事業（エネルギー価格高騰分）
補助事業等の目的及び内容	エネルギー価格高騰による民間認可保育所及び認定こども園の運営上の負担を軽減することにより、エネルギー価格高騰が保護者に転嫁されることを防止し、もって子育て世帯を支援することを目的とする。 エネルギー価格高騰分の補助		
補助事業等の経費所要額内訳	4 補助金額算定明細のとおり		
交付申請額及び請求額			
添付書類	(1) 令和6年度の収支決算書		

補助年度	令和7年度	補助事業等の名称	長浜市民間保育所及び認定こども園物価高騰対策事業費補助事業（エネルギー価格高騰分）
補助事業等の目的及び内容	エネルギー価格高騰による民間認可保育所及び認定こども園の運営上の負担を軽減することにより、エネルギー価格高騰が保護者に転嫁されることを防止し、もって子育て世帯を支援することを目的とする。 エネルギー価格高騰分の補助		
補助事業等の経費所要額内訳	4 補助金額算定明細のとおり		
交付申請額及び請求額			
添付書類	(1) 令和6年度の収支決算書 (2) 令和5年度の収支決算書		

2 補助金の振込先

2 補助金の振込先

振込口座	金融機関名							支店名				
	預金種別	普通当座	口座番号									
	口座名義	(7桁)										

振込口座	金融機関名							支店名				
	預金種別	普通当座	口座番号									
	口座名義	(7桁)										

新

3 連絡先情報

担当者名	
電話番号	
メールアドレス	

4 補助金額算定明細

単位：円

年度	光熱水費 ※収支決算書に 記載された額 A	光熱水費のうち、民 間圃の運営以外に要 した費用 B	差引額 (A - B) C
令和6年度			
事業年度： 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日まで			

令和6年度の光熱水費に  
0.13を乗じた額  
(C × 0.13)  
D

(注) D欄に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てること。

旧

3 連絡先情報

担当者名	
電話番号	
メールアドレス	

4 補助金額算定明細

単位：円

年度	光熱水費 ※収支決算書に 記載された額 A	光熱水費のうち、民 間圃の運営以外に要 した費用 B	差引額 (A - B) C
令和6年度			①
事業年度： 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日まで			
令和5年度			②
事業年度： 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日まで			

令和6年度と 令和5年度の差額 (①-②) D	令和6年度の10% (①×10%) E	交付申請額及び請求額 (DとEのいずれか低い額)

(注) D欄、E欄に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てること。

## 長浜市規則等の制定・改廃に関する概要説明書

担 当：幼児課  
件 名：長浜市民間認可保育所及び認定こども園物価高騰対策事業補助金（給食材料費高騰分）交付要綱の一部改正について

### 第1 制定・改廃理由

昨年度に引き続き民間認可保育所及び認定こども園物価高騰対策事業補助金（給食材料費高騰分）を交付するに当たり、補助単価を改定し、本要綱の失効日を1年延長するもの。

### 第2 要点

- (1) 補助単価を改定し、3歳児未満については月額単価760円、3歳児以上は月額単価360円とする。
- (2) 本要綱の失効日を令和9年3月31日に改める。

### 第3 施行期日

要点(1)については令和8年4月1日、要点(2)については令和8年3月31日から施行する。

長浜市民間認可保育所及び認定こども園物価高騰対策事業補助金（給食材料費高騰分）交付要綱の一部改正

新旧対照表

新	旧
<p>(補助金の額等)</p> <p>第4条 補助金の額は、次に掲げる児童1人当たりの単価に、<u>令和8年4月</u>以後の各月初日の在籍児童数を乗じた額の合計額とする。</p> <p>(1) 0歳児、1歳児及び2歳児クラスに所属する児童 <u>760円</u></p> <p>(2) 3歳児、4歳児及び5歳児クラスに所属する児童 <u>360円</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(交付申請)</p> <p>第5条 <u>規則第4条第1項第4号に規定する市長が必要と認める書類は、長浜市民間認可保育所及び認定こども園物価高騰対策事業（給食材料費高騰分）実施計画書（様式第1号）とする。</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>第6条</p> <p>第7条</p> <p>第8条</p> <p>第9条</p> <p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(告示の失効)</p> <p>2 この要綱は、<u>令和9年3月31日</u>限り、その効力を失う。ただし、第9条の規定は、同日後もなおその効力を有する。</p>	<p>(補助金の額等)</p> <p>第4条 補助金の額は、次に掲げる児童1人当たりの単価に、<u>令和7年4月</u>以後の各月初日の在籍児童数を乗じた額の合計額とする。</p> <p>(1) 0歳児、1歳児及び2歳児クラスに所属する児童 <u>430円</u></p> <p>(2) 3歳児、4歳児及び5歳児クラスに所属する児童 <u>30円</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、令和7年度の在籍児童1人に係る給食費（長浜市民間認可保育所及び認定こども園副食費補助金交付要綱（令和元年長浜市告示第282号）による減免前の給食費をいう。以下この項において同じ。）について、令和6年度の在籍児童1人に係る給食費から月額430円以上の増額をしている場合は、当該増額した給食費に係る児童は補助金の額の算定に係る在籍児童数に含めない。</u></p> <p>(交付申請)</p> <p>第5条 <u>規則第4条第1項に規定する市長が定める日は、令和7年11月1日とする。</u></p> <p><u>2 規則第4条第1項第4号に規定する市長が必要と認める書類は、長浜市民間認可保育所及び認定こども園物価高騰対策事業（給食材料費高騰分）実施計画書（様式第1号）とする。</u></p> <p><u>(決定の変更申請等)</u></p> <p>第6条 <u>補助金の実績額が交付決定額を下回る場合は、規則第8条の規定による交付決定の変更申請を省略し、実績報告をもってこれに代えることができる。</u></p> <p>第7条</p> <p>第8条</p> <p>第9条</p> <p>第10条</p> <p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(告示の失効)</p> <p>2 この要綱は、<u>令和8年3月31日</u>限り、その効力を失う。ただし、第9条の規定は、同日後もなおその効力を有する。</p>

新

様式第1号(第5条関係)

長浜市民間認可保育所及び認定こども園物価高騰対策事業  
(給食材料費高騰分) 事業実施計画書

年 月 日

施設名 \_\_\_\_\_

月	在籍児童数(各月初日の人数)		単価	補助金額小計
	内訳人数			
4月	0~2歳児	人	760円/人	円
	3~5歳児	人	360円/人	
5月	0~2歳児	人	760円/人	円
	3~5歳児	人	360円/人	
6月	0~2歳児	人	760円/人	円
	3~5歳児	人	360円/人	
7月	0~2歳児	人	760円/人	円
	3~5歳児	人	360円/人	
8月	0~2歳児	人	760円/人	円
	3~5歳児	人	360円/人	
9月	0~2歳児	人	760円/人	円
	3~5歳児	人	360円/人	
10月	0~2歳児	人	760円/人	円
	3~5歳児	人	360円/人	
11月	0~2歳児	人	760円/人	円
	3~5歳児	人	360円/人	
12月	0~2歳児	人	760円/人	円
	3~5歳児	人	360円/人	
1月	0~2歳児	人	760円/人	円
	3~5歳児	人	360円/人	
2月	0~2歳児	人	760円/人	円
	3~5歳児	人	360円/人	
3月	0~2歳児	人	760円/人	円
	3~5歳児	人	360円/人	
合計	-	-		円

旧

様式第1号(第5条関係)

長浜市民間認可保育所及び認定こども園物価高騰対策事業  
(給食材料費高騰分) 事業実施計画書

年 月 日

施設名 \_\_\_\_\_

月	在籍児童数(各月初日の人数)		単価	補助金額小計
	内訳人数			
4月	0~2歳児	人	430円/人	円
	3~5歳児	人	30円/人	
5月	0~2歳児	人	430円/人	円
	3~5歳児	人	30円/人	
6月	0~2歳児	人	430円/人	円
	3~5歳児	人	30円/人	
7月	0~2歳児	人	430円/人	円
	3~5歳児	人	30円/人	
8月	0~2歳児	人	430円/人	円
	3~5歳児	人	30円/人	
9月	0~2歳児	人	430円/人	円
	3~5歳児	人	30円/人	
10月	0~2歳児	人	430円/人	円
	3~5歳児	人	30円/人	
11月	0~2歳児	人	430円/人	円
	3~5歳児	人	30円/人	
12月	0~2歳児	人	430円/人	円
	3~5歳児	人	30円/人	
1月	0~2歳児	人	430円/人	円
	3~5歳児	人	30円/人	
2月	0~2歳児	人	430円/人	円
	3~5歳児	人	30円/人	
3月	0~2歳児	人	430円/人	円
	3~5歳児	人	30円/人	
合計	-	-		円

新

様式第2号（第6条関係）

長浜市民間認可保育所及び認定こども園物価高騰対策事業  
（給食材料費高騰分）実績報告書

年 月 日

施設名 \_\_\_\_\_

月	在籍児童数（各月初日の人数）		補助金額小計
	内訳人数	単価	
4月	0～2歳児 人	760円/人	円
	3～5歳児 人	360円/人	
5月	0～2歳児 人	760円/人	円
	3～5歳児 人	360円/人	
6月	0～2歳児 人	760円/人	円
	3～5歳児 人	360円/人	
7月	0～2歳児 人	760円/人	円
	3～5歳児 人	360円/人	
8月	0～2歳児 人	760円/人	円
	3～5歳児 人	360円/人	
9月	0～2歳児 人	760円/人	円
	3～5歳児 人	360円/人	
10月	0～2歳児 人	760円/人	円
	3～5歳児 人	360円/人	
11月	0～2歳児 人	760円/人	円
	3～5歳児 人	360円/人	
12月	0～2歳児 人	760円/人	円
	3～5歳児 人	360円/人	
1月	0～2歳児 人	760円/人	円
	3～5歳児 人	360円/人	
2月	0～2歳児 人	760円/人	円
	3～5歳児 人	360円/人	
3月	0～2歳児 人	760円/人	円
	3～5歳児 人	360円/人	
合計	—	—	円

旧

様式第2号（第7条関係）

長浜市民間認可保育所及び認定こども園物価高騰対策事業  
（給食材料費高騰分）実績報告書

年 月 日

施設名 \_\_\_\_\_

月	在籍児童数（各月初日の人数）		補助金額小計
	内訳人数	単価	
4月	0～2歳児 人	430円/人	円
	3～5歳児 人	30円/人	
5月	0～2歳児 人	430円/人	円
	3～5歳児 人	30円/人	
6月	0～2歳児 人	430円/人	円
	3～5歳児 人	30円/人	
7月	0～2歳児 人	430円/人	円
	3～5歳児 人	30円/人	
8月	0～2歳児 人	430円/人	円
	3～5歳児 人	30円/人	
9月	0～2歳児 人	430円/人	円
	3～5歳児 人	30円/人	
10月	0～2歳児 人	430円/人	円
	3～5歳児 人	30円/人	
11月	0～2歳児 人	430円/人	円
	3～5歳児 人	30円/人	
12月	0～2歳児 人	430円/人	円
	3～5歳児 人	30円/人	
1月	0～2歳児 人	430円/人	円
	3～5歳児 人	30円/人	
2月	0～2歳児 人	430円/人	円
	3～5歳児 人	30円/人	
3月	0～2歳児 人	430円/人	円
	3～5歳児 人	30円/人	
合計	—	—	円

## 長浜市規則等の制定・改廃に関する概要説明書

担 当：幼児課  
件 名：長浜市立保育所等延長保育事業実施要綱の一部改正について

### 第1 制定・改廃理由

申込保護者へ早期に利用決定（承諾）を通知し、円滑に事務を進めるため、本要綱の一部を改正するもの。

### 第2 要点

利用の可否決定を各園で行い、速やかに保護者へ通知することとする。

### 第3 施行期日

令和8年4月1日から施行する。

長浜市立保育所等延長保育事業実施要綱の一部改正

新旧対照表

新	旧
<p>(利用申込み等)</p> <p><b>第5条</b> 延長保育事業を利用しようとする児童の保護者は、利用を希望する日の属する月の前月の20日までに<u>長浜市立保育所延長保育事業利用申込書兼利用承諾（不承諾）通知書（別記様式）</u>を利用施設を通して、市長に提出しなければならない。ただし、緊急やむを得ない場合は、利用時間の30分前までに利用施設に申し出るものとする。</p> <p>2 市長は、前項の申込みを受けたときは、利用の可否を決定し、<u>長浜市立保育所延長保育事業利用申込書兼利用承諾（不承諾）通知書（別記様式）</u>により、当該保護者に通知するものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p style="text-align: center;"><b>附 則</b></p> <p style="text-align: center;">(施行期日)</p> <p>1 <u>この要綱は、令和8年4月1日から施行する。</u></p> <p style="text-align: center;">(経過措置)</p> <p>2 <u>この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の長浜市立保育所等延長保育事業実施要綱に定める様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この要綱による改正後の長浜市立保育所等延長保育事業実施要綱によるものとみなす。</u></p> <p>3 <u>この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。</u> この要綱は、令和4年4月1日から施行する。</p>	<p>(利用申込み等)</p> <p><b>第5条</b> 延長保育事業を利用しようとする児童の保護者は、利用を希望する日の属する月の前月の20日までに<u>長浜市立保育所等延長保育事業利用申込書（様式第1号）</u>を利用施設を通して、市長に提出しなければならない。ただし、緊急やむを得ない場合は、利用時間の30分前までに利用施設に申し出るものとする。</p> <p>2 市長は、前項の申込みを受けたときは、利用の可否を決定し、<u>長浜市立保育所等延長保育事業利用承諾（不承諾）決定通知書（様式第2号）</u>により、当該保護者に通知するものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p style="text-align: center;"><b>附 則</b></p> <p style="text-align: center;">(施行期日)</p> <p>この要綱は、令和4年4月1日から施行する。</p>

新

別記様式 (第5条関係)

別記様式 (第5条関係)

長浜市立保育所等延長保育事業利用申込書兼利用承諾 (不承諾) 通知書
令和 年 月 日

長浜市長 あて

申込者 住所 (保護者) 氏名
電話 (自署の場合押印不要)

延長保育事業を利用したいので、長浜市立保育所等延長保育事業実施要綱第5条第1項の規定に基づき、下記のとおり申し込みます。

記

Table with columns for child name, birth date, and utilization period. Includes checkboxes for standard and short-term care.

Table for parent information including company, address, and working hours for both father and mother.

以下、市記入欄

保護者 様 年 月 日
申込みのあった上記の延長保育事業の利用について、承諾 (不承諾) したので通知します。

不承諾理由:

長浜市長

旧

様式第1号 (第5条関係)

長浜市立保育所等延長保育事業利用申込書

年 月 日

長浜市長 あて

申込者 住所 (保護者) 氏名
電話 (自署の場合押印不要)

延長保育事業を利用したいので、長浜市立保育所等延長保育事業実施要綱第5条第1項の規定に基づき、下記のとおり申し込みます。

記

Table with columns for child name, birth date, and utilization period. Includes checkboxes for standard and short-term care.

Table for parent information including company, address, and working hours for both father and mother.

様式第2号 (第5条関係)

長浜市立保育所等延長保育事業利用承諾 (不承諾) 決定通知書

第 号
年 月 日

様

長浜市長

年 月 日付けで申込みのあった長浜市立保育所等延長保育事業の利用について、下記のとおり決定しましたので、通知します。

記

Table with columns for child name, birth date, and utilization period. Includes a section for reasons for non-approval.

※年度ごとに申込みが必要です。

利用に当たっては、申込みの利用時間を厳守してください。
利用する必要がなくなったときは、速やかに園へ申し出てください。
規定の利用料を指定する日までに納付してください。
利用料を滞納されると利用していただけなくなります。

## 長浜市規則等の制定・改廃に関する概要説明書

担 当：幼児課  
件 名：長浜市保育所規則の一部改正について

### 第1 制定・改廃理由

保育所の運営に関する国の基準が改定され、満年齢3歳未満の児童に対する検尿の実施が必須でなくなったことを受け、同基準に準じて検尿の実施を規定している本規則の一部改正を行うもの。

### 第2 要点

検尿を年1回以上実施する入所児童を2歳児クラス以上とする。

※ 0・1歳児クラスの入所児童には検尿を実施しない。なお、2歳児クラスには満年齢2歳と3歳の入所児童が混在するが、クラス単位で実施対象とした。

### 第3 施行期日

令和8年4月1日から施行する。

長浜市保育所規則の一部改正

新旧対照表

新	旧
<p>(健康管理) 第9条 (略) 2 前項に掲げるもののほか、<u>2歳児クラス以上に在籍する入所児童</u>には、検尿を年1回以上実施するものとする。 3・4 (略)</p>	<p>(健康管理) 第9条 (略) 2 前項に掲げるもののほか、検尿を年1回以上実施するものとする。 3・4 (略)</p>

## 長浜市規則等の制定・改廃に関する概要説明書

担 当：幼児課  
件 名：長浜市民間認可保育所及び認定こども園運営補助金交付要綱の一部改正について

### 第1 制定・改廃理由

本要綱別表（第3条関係）の事業種別「低年齢児保育保育士等特別配置事業費補助」、「医療的ケア児保育支援事業」については、これまで年度当初の4月1日に交付決定を行い、その後、例年10月頃に補助要件及び補助基準額のもととなる県要綱の改正通知が発出されていた。これにより当初計画及び予算に変更が必要となり、私立園にも負担が生じていたため、その改善を図るもの。

### 第2 要点

上記2事業については、交付申請を市長が別に定める日までに行う場合に限り、当該交付申請前（事業実施年度の4月1日を限度とする。）に実施していた事業を、補助対象事業として取り扱うことができるものとした。

### 第3 施行期日

令和8年4月1日から施行する。

長浜市民間認可保育所及び認定こども園運営補助金交付要綱の一部改正

新旧対照表

新				旧			
<p>(交付申請)</p> <p><b>第4条</b> 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、規則第4条に規定する補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(補助対象事業の特例)</p> <p><b>第4条の2</b> 次に掲げる補助対象事業については、前条の規定による交付申請を市長が別に定める日までに行う場合に限る。当該交付申請前(事業実施年度の4月1日を限度とする。)に実施していた事業(補助対象事業の要件を満たす事業に限る。)についても、補助対象事業として取り扱うことができるものとする。</p> <p>(1) <u>低年齢児保育保育士等特別配置事業費補助</u></p> <p>(2) <u>医療的ケア児保育支援事業</u></p>				<p>(交付申請)</p> <p><b>第4条</b> 補助金の交付を受けようとする者は、規則第4条に規定する補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(決定の変更申請等)</p> <p><b>第4条の2</b> 補助対象経費の実績額が交付決定額を下回る場合は、規則第8条の規定による交付決定の変更申請を省略し、実績報告をもってこれに代えることができる。</p>			
別表(第3条関係)				別表(第3条関係)			
事業種別	補助対象事業	補助対象経費	補助要件及び補助基準額	事業種別	補助対象事業	補助対象経費	補助要件及び補助基準額
(1) 運営費補助	民間認可保育所及び認定こども園運営費	民間認可保育所及び認定こども園(以下この表において「保育所等」という。)の健全な運営と児童の保育内容の充実及び職員の資質の向上を図るための経費等(ただし、他の機関及び団体の助成対象経費を除く。)	毎月初日の在籍児童1人当たり3,500円以内で予算で定める額とする。	(1) 運営費補助	民間認可保育所及び認定こども園運営費	民間認可保育所及び認定こども園の健全な運営と児童の保育内容の充実及び職員の資質の向上をはかるための経費等(ただし、他の機関及び団体の助成対象経費を除く。)	毎月初日の在籍児童1人当たり3,500円以内で予算で定める額とする。
(略)				(略)			
(略)				(3) しょうがい児が入所する民間認可保	しょうがい児保育推進事業の実施に要する経	しょうがい児は、保育に	(1) 補助要件 ① しょうがい児は、保育に

新			旧				
<p>(3) しょうがいしょうがいの児童保育推進事業費補助</p>	<p>しょうがい児が入所する保育所等における次の事業  (1) 保育所等職員の資質向上  (2) 保護者や関係機関等との連携協力  (3) しょうがい児保育の展開に係る保育所等内外での調整等のための中核的職員の配置  (4) その他しょうがい児保育の円滑な推進</p>	<p>しょうがい児保育推進事業の実施に要する経費</p>	<p>(1) 補助要件  ① しょうがい児  本事業の対象となるしょうがい児は、保育に欠けるしょうがい児であって、集団保育が可能で日々通所でき、かつ、次のアからエのいずれかに該当するものであって、保育所等における特別な支援を必要とする児童であると市が認めたものであること（ただし、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第19条第2号及び第3号に掲げる児童に限る。）  ア 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に基づく特別児童扶養手当の支給対象しょうがい児（所得により手当の支給を停止されている場合を含む。）  イ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定に基づき、身体障害者手帳の交付を受けている児童  ウ 療育手帳制度について（昭和48年9月27日厚生省発児第156号通知）に基づき、療育手帳の交付を受けている児童  エ その他、医療機関等においてしょうがいを有すると認められた児童  ② 職員の配置  本事業の対象となる保育所等は、滋賀県児童</p>	<p>が い 児 保 育 推 進 事 業 費 補 助</p>	<p><u>育所及び認定こども園（以下この項において「保育所等」という。）</u>における次の事業  (1) 保育所等職員の資質向上  (2) 保護者や関係機関等との連携協力  (3) しょうがい児保育の展開に係る保育所等内外での調整等のための中核的職員の配置  (4) その他しょうがい児保育の円滑な推進</p>	<p>費</p>	<p>欠けるしょうがい児であって、集団保育が可能で日々通所でき、かつ、次のアからエのいずれかに該当するものであって、保育所等における特別な支援を必要とする児童であると市が認めたものであること（ただし、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第19条第2号及び第3号に掲げる児童に限る。）  ア 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に基づく特別児童扶養手当の支給対象しょうがい児（所得により手当の支給を停止されている場合を含む。）  イ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定に基づき、身体障害者手帳の交付を受けている児童  ウ 療育手帳制度について（昭和48年9月27日厚生省発児第156号通知）に基づき、療育手帳の交付を受けている児童  エ その他、医療機関等においてしょうがいを有すると認められた児童  ② 職員の配置  本事業の対象となる保育所等は、滋賀県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設定および運営に関する基準を定める条例（平成24年滋賀</p>

新				旧			
			<p>福祉法に基づく児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例（平成24年滋賀県条例第64号）、滋賀県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定める条例（平成26年滋賀県条例第72号）に規定する保育士のほか、しょうがい児の保育を展開する専任の保育士、保健師、看護師又は准看護師を配置していること。</p> <p>(2) 補助基準額</p> <p>1 保育所等当たりの補助基準額は、事業年度の4月1日現在において、当該保育所等が受け入れるしょうがい児数により次の年額を限度とし、予算で定める額とする。</p> <p>しょうがい児数 補助基準額</p> <p>ア 1 ～ 3 人 900,000円</p> <p>イ 4 ～ 6 人 2,250,000円</p> <p>ウ 7 ～ 9 人 3,600,000円</p> <p>エ 10 人以上 4,950,000円</p>				<p>県条例第64号）、滋賀県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定める条例（平成26年滋賀県条例第72号）に規定する保育士のほか、しょうがい児の保育を展開する専任の保育士、保健師、看護師又は准看護師を配置していること。</p> <p>(2) 補助基準額</p> <p>1 保育所等当たりの補助基準額は、事業年度の4月1日現在において、当該保育所等が受け入れるしょうがい児数により次の年額を限度とし、予算で定める額とする。</p> <p>しょうがい児数 補助基準額</p> <p>ア 1 ～ 3 人 900,000円</p> <p>イ 4 ～ 6 人 2,250,000円</p> <p>ウ 7 ～ 9 人 3,600,000円</p> <p>エ 10 人以上 4,950,000円</p>
(4)	滋賀県地域子育て支援事業の実施について（平	一時預かり事業の実施に要する経費	滋賀県地域子育て支援事業費補助金交付要綱（平成30年8月10日付け滋子青第2099号滋賀県健康医療福祉部長通知別紙。以下「県地域子育て支援事業費補助	(4)	一時預かり事業費補助	一時預かり事業の実施に要する経費	滋賀県地域子育て支援事業費補助金交付要綱（平成30年8月10日付け滋子青第2099号滋賀県健康医療福祉部長通知別紙。以下「県地域子育て支援事業費補助

新				旧			
業 費 補 助	成 30 年 8 月 13 日 付 け 滋 子 青 第 2100 号 滋 賀 県 健 康 医 療 福 祉 部 長 通 知。 以 下 「 県 地 域 子 育 て 支 援 事 業 実 施 通 知 」 と い う。 ) の 別 紙 11 「 一 時 預 か り 事 業 実 施 要 綱 」 に 基 づ き 保 育 所 等 が 実 施 す る 事 業		金 交 付 要 綱 」 と い う。 ) に 定 め る 補 助 基 準 額 を 限 度 と し、 予 算 で 定 め る 額 と す る。		滋 子 青 第 2100 号 滋 賀 県 健 康 医 療 福 祉 部 長 通 知。 以 下 「 県 地 域 子 育 て 支 援 事 業 実 施 通 知 」 と い う。 ) の 別 紙 11 「 一 時 預 か り 事 業 実 施 要 綱 」 に 基 づ き 民 間 認 可 保 育 所 及 び 認 定 こ ど も 園 が 実 施 す る 事 業		
( 5 ) 延 長 保 育 事 業 費 補 助	県 地 域 子 育 て 支 援 事 業 実 施 通 知 の 別 紙 2 「 延 長 保 育 事 業 実 施 要 綱 」 に 基 づ き 保 育 所 等 が 実 施 す る 事 業	延 長 保 育 事 業 の 実 施 に 要 す る 経 費	県 地 域 子 育 て 支 援 事 業 費 補 助 金 交 付 要 綱 に 定 め る 補 助 基 準 額 を 限 度 と し、 予 算 で 定 め る 額 と す る。	( イ ) 子 ど も ・ 子 育 て 支 援 交 付 金 の 交 付 に つ い て ( 平 成 28 年 7 月 20 日 府 子 本 第 474 号 内 閣 総 理	新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス の 感 染 拡 大 防 止 を 図 る 事 業 を 実 施 す る た め に 必 要 な 経 費	1 施 設 当 た り 500,000 円 以 内 ( 令 和 元 年 度 の 実 支 出 額 と の 合 計 ) (( 5 ) の ( イ ) に 規 定 す る 事 業 の 実 支 出 額 と の 合 計 額 )	
( 6 )	保 育 所 等	週 休 2 日 制	次 に よ り 算 定 す る 額 を				

新				旧			
長 浜 市 週 休 加 配 保 育 士 設 置 事 業 補 助	が週休加配保育士を専任設置する事業	実施のために加配設置された保育士の人件費	<p>限度とし、予算で定める額とする。ただし、実支出額が補助基準額に満たない場合は実支出額とする。</p> <p>(1) 補助対象保育所の定員規模別により1保育所につき次の年額を限度とする。ただし、期間が12月に満たない場合は、年額を12で除して得た金額を1月分として算定する。この場合において、加配配置日数が1月未満の場合は当該配置月の保育日数の1/2以上の配置日数をもって1月分とする。</p> <p>利用定員 補助基準額</p> <p>ア 60人以下 1,036,000円</p> <p>イ 61～120人以下 2,225,000円</p> <p>ウ 121人以上 3,261,000円</p> <p>(2) 補助要件 補助の対象となる職員は、児童福祉施設最低基準（昭和23年12月29日厚令63）第33条第2項に規定する保育士及び休憩保育士、その他事業の加配保育士のほかに当該事業実施のための保育士として配置された保育士であること。</p>	大臣通知)の別紙に規定する子ども・子育て支援交付金交付要綱に基づき実施する事業(同要綱別紙に一時預かり事業(特例措置分)として規定する新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業に限る。)			
			(5) 延長保育事業費補助				
(7) 病児保育事業補助	県地域子育て支援事業実施の別紙12「病児保育事業実施要綱」に基	病児保育事業の実施に要する経費	県地域子育て支援事業費補助金交付要綱に定める補助基準額を限度とし、予算で定める額とする。				

新				旧		
助	づき保育所等が実施する事業			育所及び認定こども園が実施する事業		
(8)	医療的ケア児保育支援事業実施要綱に基づき実施する事業	医療的ケア児保育支援事業を実施するために必要な経費	県補助金交付要綱に定める補助基準額を限度とし、予算で定める額とする。	(イ) 子ども・子育て支援交付金交付について(平成28年7月20日付け府子本第474号内閣総理大臣通知)の別紙に規定する子ども・子育て支援交付金交付要綱に基づき実施する事業(同要綱別紙に延長保育事業(特例措置分)として規定する新型コロナウイルス	新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業を実施するために必要な経費	1施設当たり500,000円以内(令和元年度の実支出額との合計)((4)の(イ)に規定する事業の実支出額との合計額)

新		旧	
	の感染拡大防止を図る事業に限る。)		
(6) 長浜市週休加配保育士設置事業補助	民間認可保育所及び認定こども園が週休加配保育士を専任設置する事業	週休2日制実施のために加配設置された保育士の人件費	次により算定する額を限度とし、予算で定める額とする。ただし、実支出額が補助基準額に満たない場合は実支出額とする。 (1) 補助対象保育所の定員規模別により1保育所につき次の年額を限度とする。ただし、期間が12月に満たない場合は、年額を12で除して得た金額を1月分として算定する。この場合において、加配配置日数が1月未満の場合は当該配置月の保育日数の1/2以上の配置日数をもって1月分とする。 利用定員 補助基準額 ア 60人以下 1,036,000円 イ 61～120人以下 2,225,000円 ウ 121人以上 3,261,000円 (2) 補助要件 補助の対象となる職員は、児童福祉施設最低基準(昭和23年12月29日厚令63)第33条第2項に規定する保育士及び休憩保育士、その他事業の加配保育士のほかに当該事業実施のための保育士として配置された保育士であること。
(7)	県地域子	病児保育事	県地域子育て支援事業

新	旧			
	病児保育事業補助	育て支援事業実施通知の別紙12「病児保育事業実施要綱」に基づき民間認可保育所及び認定こども園が実施する事業	業の実施に要する経費	費補助金交付要綱に定める補助基準額を限度とし、予算で定める額とする。
	(8) 常勤看護師等配置事業補助	民間認可保育所及び認定こども園で、市の設置する特別支援児に関する機関において、看護師の支援が必要と認定され、乳幼児を受け入れることとなった施設において、常勤看護師等を専任配置する事業	看護師、保健師等を専任するための人件費	次に定める額を限度とし、予算で定める額とする。ただし、事業期間が12月に満たない場合は、補助基準額を12で除して得た金額に実施月数を乗じて得た額を補助基準額とする(千円未満切捨て)。この場合において、配置日数が1月未満の場合は、当該配置月の2分の1以上の配置日数をもって1月分とする。 (1) 補助金の額 ① 補助対象経費が補助基準額2,815,000円未満である場合、当該補助対象経費の額に3分の2を乗じて得た額 ② 補助対象経費が補助基準額2,815,000円以上である場合、補助基準額に3分の2を乗じて得た額 (2) 補助要件 この補助金の対象となる職員は、その他事業の加配職員のほかに当該事業実施のために配置された常勤職員で、対象児童の看護を専任

新		旧	
			とし、看護師資格（保健師等の場合は保健師資格等）を有する者とする。
(9)	保育環境改善等事業	(ア) 県通知の別添7に規定する保育環境改善等事業実施要綱に基づき実施する事業	保育改善等事業を実施するために必要な経費 県補助金交付要綱に定める補助基準額を限度とし、予算で定める額とする。
		(イ) 認可保育所等設置支援事業の実施について（平成29年3月31日付け雇児発0331第30号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別添5に規定する保育環境改善等事業実施要綱に基づき実施する事業（同要綱3の(2)の⑧に規定する事業に限る。）	環境改善事業（新型コロナウイルス感染症対策支援事業に限る。）を実施するために必要な経費 1施設当たり (1) 定員19人以下 300,000円以内 (2) 定員20人以上59人以下 400,000円以内 (3) 定員60人以上 500,000円以内
(10)	保育所等	保育所等業	令和5年度（令和4年

新	旧			
	<p>保育所等における業務効率化推進事業</p>	<p>業務効率化推進事業（保育所等におけるICT化推進等事業）（令和4年度第2次補正予算分）の実施について（令和5年2月10日子発0210第6号厚生労働省子ども家庭局長通知）の別紙「保育所等業務効率化推進事業（保育所等におけるICT化推進等事業）（令和4年度第2次補正予算分）実施要綱」に基づき実施する事業</p>	<p>業務効率化推進事業（保育所等におけるICT化推進等事業）を実施するために必要なシステムの導入費用、リース料、工事費、備品購入費等</p>	<p>度からの繰越分）保育対策総合支援事業費補助金（保育所等改修費等支援事業等（令和4年度第2次補正予算分）分）の国庫補助について（令和5年7月14日こ成事第356号こども家庭庁長官通知）の別紙「令和5年度（令和4年度からの繰越分）保育対策総合支援事業費補助金（保育所等改修費等支援事業等（令和4年度第2次補正予算分）分）交付要綱」別表に定める基準額に4分の3（嵩上げ対象となる場合は5分の4）を乗じて得た額を限度とし、予算で定める額とする。</p>
(11)	<p>保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業の実施について（令和3</p>	<p>保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業を実施するために必要な経費</p>		<p>令和4年度（令和3年度からの繰越分）保育士等処遇改善臨時特例交付金の交付について（令和4年4月19日府子本第581号内閣総理大臣通知）の令和4年度（令和3年度からの</p>

新	旧		
	教諭等処遇改善臨時特例事業	年12月23日府子本第1203号内閣府子ども・子育て本部統括官通知)の保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業実施要綱に基づき実施する事業	繰越分) 保育士等処遇改善臨時特例交付金交付要綱別表に定める基準額を限度とし、予算で定める額とする。
	(12) 原油価格・物価高騰負担軽減臨時特例事業	民間認可保育所及び認定こども園運営費	<p>保育所等の施設燃料費</p> <p>(1) 補助金算定方法は、次のとおりとする。  <math>交付基準額 \times 補助率</math>  (2) 交付基準額は、次のとおり算定する。  ( (令和5年1月から令和5年12月までの施設燃料費 (以下「補助対象経費」という。)) - (令和3年1月から令和3年12月までの施設燃料費 (以下「補助金算定基礎額」という。)) ) - (特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等 (平成27年3月31日内閣府告示第49号) に基づき算定した令和5年1月から令和5年12月までの冷暖房費加算額 - 令和3年1月から令和3年12月</p>

新		旧	
			<p>までの冷暖房費加算額)</p> <p>※各項において、その差額が零を下回る場合は、零として計算する。</p> <p>(3) 補助対象経費上限額は、次のとおりとする。</p> <p>補助金算定基礎額×1.3</p> <p>(4) 補助率は次のとおりとする。</p> <p>10/10</p>
(13)	<p>医療的ケア児保育支援事業</p> <p>県通知の別添4に規定する医療的ケア児保育支援事業実施要綱に基づき実施する事業</p>	<p>医療的ケア児保育支援事業を実施するために必要な経費</p>	<p>県補助金交付要綱に定める補助基準額を限度とし、予算で定める額とする。</p>

様式第2号その1 (第4条関係)

年度 長浜市民間認可保育所及び認定こども園運営事業実施計画書

2 低年齢児保育保育士等特別配置事業

実施施設名	設置主体 ①	運営主体 ②	保育士数特別配置 ③	配置月数 ④	保育士名 ⑤	対象経費に対する支出予定額 ⑥	市補助基準額 ⑦	実施施設の状況							備考 ⑮
								全入所児童数 ⑧	⑥のうち1、2歳児入所数 ⑨	加算取得状況 ⑩	1歳児入所者数 ⑪	保育士定数 ⑫	保育士等現員 ⑬	■内給食の実施状況 ⑭	
															月1日現在
															月1日現在
															月1日現在
															月1日現在
															月1日現在
															月1日現在
合計	か所 1か所 公 私	か所 公 私	人	月		円	円								

- (注) 1 ①と②は、市立の場合は「公」と、社会福祉法人立等の場合は「私」と記入すること。  
 2 特別配置保育士が2名以上の場合には、⑤と⑥は2段に記入すること。  
 3 ⑥は、寄付金その他の収入額を控除した後の額を計上すること。  
 4 ⑧～⑫は、当加配事業の開始月初日現在の状況を記入することとし、⑬に開始月を記入すること。  
 5 ■内給食を実施している保育所及び認定こども園は、⑭に○印を付すこと。  
 6 ⑩欄は⑨欄において○が付く施設のみ記入すること。

様式第2号その1 (第4条関係)

年度 長浜市民間認可保育所及び認定こども園運営事業実施計画書

2 低年齢児保育保育士等特別配置事業

実施施設名	設置主体 ①	運営主体 ②	特別配置 保育士数 ③	配置月数 ④	保育士名 ⑤	対象経費に対す る支出予定額 ⑥	市補助 基準額 ⑦	実施施設の状況					備考 ⑬
								全入所児童数 ⑧	⑧のうち1、 2歳児入所数 ⑨	保育士定数 ⑩	保育士等現員 ⑪	園内給食の実 施状況 ⑫	
													月1日現在
													月1日現在
													月1日現在
													月1日現在
													月1日現在
													月1日現在
													月1日現在
													月1日現在
													月1日現在
													月1日現在
合計	か所 公私	か所 公私	人	月		円	円						

- (注) 1 ①と②は、市立の場合は「公」と、社会福祉法人立等の場合は「私」と記入すること。  
 2 特別配置保育士が2名以上の場合には、⑤と⑥は2段に記入すること。  
 3 ⑥は、寄付金その他の収入額を控除した後の額を計上すること。  
 4 ⑧～⑪は、当加配事業の開始月初日現在の状況を記入することとし、⑬に開始月を記入すること。  
 5 園内給食を実施している保育所及び認定こども園は、⑫に○印を付すこと。

新

旧

様式第2号その7 (第4条関係)

年度 長浜市民間認可保育所及び認定こども園運営事業実施計画書

事業実施施設名

8 常勤看護師等配置事業

職名	氏名	看護師資格等の 取得年月日・証明書番号	配置予定期間	配置予定期間における 給与等支払予定額	備考
				円	
				円	
合計額				円	

新

様式第4号その7 (第6条関係)

年度 長浜市民間認可保育所及び認定こども園運営事業実施報告書

事業実施施設名 \_\_\_\_\_

8 常勤看護師等配置事業

職名	氏名	看護師資格等の 取得年月日・証明書番号	配置期間	配置期間における 給与等実支払総額	備考
				円	
				円	
合計額				円	

## 長浜市規則等の制定・改廃に関する概要説明書

担 当：幼児課  
件 名：長浜市特定乳児等通園支援事業の確認等に関する規則の制定について

### 第1 制定・改廃理由

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第54条の2第2項に規定する特定乳児等通園支援事業者の確認について、法、同法施行令（平成26年政令第213号）及び同法施行規則（平成26年内閣府令第44号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるもの。

※ 特定乳児等通園支援事業者：具体的には「こども誰でも通園制度」を実施する園のこと。

### 第2 要点

- (1) 確認申請、確認通知、変更申請、辞退届及び確認取消通知等の様式について定める。
- (2) 確認に当たり、長浜市未来こども若者会議の意見を聴く。

### 第3 施行期日

令和8年4月1日から施行する。

## 長浜市特定乳児等通園支援事業の確認等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）

第54条の2第2項に規定する特定乳児等通園支援事業者の確認について、法、子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）及び子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(確認の申請)

第2条 法第54条の2第2項の規定による確認の申請は、特定乳児等通園支援事業者確認申請書（様式第1号）により行うものとする。

(意見の聴取)

第3条 市長は、法第54条の2第2項の規定により利用定員を定めようとするときは、長浜市未来こども若者会議の意見を聴かなければならない。

(確認等の通知)

第4条 市長は、第2条の申請に対し、利用定員を定めて確認したときは、特定乳児等通園支援事業者確認（変更確認）通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(確認の変更に係る申請等)

第5条 法第54条の3において準用する法第44条に規定する確認の変更の申請は、特定乳児等通園支援事業者確認変更申請書（利用定員の増加）（様式第3号）により行うものとする

2 法第54条の3において準用する、法第47条第1項に規定する変更の届出は特定乳児等通園支援事業者確認変更届出書（利用定員の変更以外）（様式第4号）により、同条第2項に規定する変更の届出は特定乳児等通園支援事業者確認変更届出書（利用定員の減少）（様式第5号）により行うものとする。

3 前条の規定は、第1項の確認の変更をしたときについて準用する。

(辞退の届出)

第6条 法第54条の3において準用する法第48条に規定する確認の辞退は、特定乳児等通園支援事業者確認辞退届出書（様式第6号）により行うものとする。

(確認の取消し等の通知)

第7条 市長は、法第54条の3において準用する法第52条第1項の規定により確認を取り消し又は確認の効力を停止したときは、特定乳児等通園支援事業者確認取消（停止）通知書（様式第7号）により通知するものとする。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

## 長浜市告示第232号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第54条の2第1項の規定に基づき確認した特定乳児等通園支援事業者について、同法第54条の3において準用する同法第53条の規定により、同法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第44条の2において準用する同規則第44条の1号から4号までに掲げる事項を告示する。

令和8年4月1日

長浜市長 浅見 宣義

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	確認年月日
長浜市	六荘認定こども園	長浜市勝町49番地1	令和8年3月9日
長浜市	びわ認定こども園	長浜市八木浜町26番地1	令和8年3月9日
長浜市	にしあざい認定こども園	長浜市西浅井町塩津中2066番地	令和8年3月9日

## 長浜市規則等の制定・改廃に関する概要説明書

担 当：幼児課  
 件 名：長浜市立認定こども園乳児等通園支援事業実施要綱の制定について

## 第1 制定・改廃理由

令和8年度から実施する乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について、市立認定こども園での実施に当たり、必要な事項を定めるもの。

## 第2 要点

## (1) 利用対象者

事業の利用日時点において、保育所、認定こども園、地域型保育事業及び企業主導型保育施設に通っていない0歳6か月以上満3歳未満の乳幼児。

## (2) 実施施設・開設時間

名称	所在地	開設時間
六荘認定こども園	勝町491番地	午前9時から 午後4時まで
びわ認定こども園	八木浜町26番地1	
にしあざい認定こども園	西浅井町塩津中2066番地	

## (3) 利用時間

乳幼児1人当たり月10時間まで

## (4) 利用料金

利用者の属する世帯の階層区分	1時間当たりの利用料
長浜市保育料徴収規則別表のA階層に属する世帯	0円
別表のB階層又はC階層に属する世帯	100円
別表のD階層に属する世帯	300円

## 第3 施行期日

令和8年4月1日から施行する。

## 長浜市立認定こども園乳児等通園支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第23項の規定に基づく乳児等通園支援事業（以下「事業」という。）の実施に当たり、必要な事項を定めるものとする。

(実施施設・開設時間等)

第2条 事業の実施施設及び開設時間は、別表第1に掲げるとおりとする。

2 事業を実施しない日は、次に定める日とする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に実施しないことができる。

(1) 長浜市保育所規則（平成18年長浜市規則第79号）第3条に規定する保育所の休日

(2) 土曜日

(実施基準等)

第3条 事業は、長浜市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和8年長浜市条例第 号）に基づき実施するものとする。

2 事業の対象となる乳児及び幼児（以下「乳幼児」という。）に対する処遇は、実施施設に入園している乳幼児に対する処遇に準ずるものとする。

(対象)

第4条 事業の対象は、事業の利用日時点において、保育所、認定こども園、地域型保育事業及び企業主導型保育施設に通っていない0歳6か月以上満3歳未満の乳幼児の保護者とする。

(利用時間)

第5条 事業を利用する者（以下「利用者」という。）は、乳幼児1人当たり月10時間を上限として事業を利用することができる。

(利用申込)

第6条 利用者は、事業を利用しようとするときは、事前に長浜市乳児等支援給付の認定等に関する規則（令和8年長浜市規則第 号）第3条に定める長浜市乳児等支援支給認定証（こども誰でも通園制度認定証）の交付を受けた上で、希望する実施施設に利用の申込みをしなければならない。

(費用負担)

第7条 利用者は、その属する世帯の所得に応じた区分により、別表第2に定める利用料を負担するものとする。ただし、事業の利用時に給食の提供を受けた場合は、当該給食に係る実費相当額を利用料とは別に負担するものとする。

2 生活保護受給世帯については、生活保護開始月の翌月から利用料を徴収しない。また、生活保護が廃止になった場合は、その月の翌月から利用料を徴収する。

3 市長は、利用者に対し、当該利用者が負担すべき利用料を長浜市立認定こども園乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）利用料決定通知書（別記様式）により通知するものとする。

4 市長は、利用者が負担すべき利用料に変更が生じたときは、当該利用者に対し、長浜市立認定こども園乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）利用料決定通知書によ

り通知するものとする。

5 利用者は、利用料及び提供を受けた給食に係る実費相当額を別に定める期限までに納付しなければならない。

(キャンセルの取扱い)

第8条 キャンセル料は徴収しないものとする。ただし、利用者が事前に連絡をしないで利用日程を変更し、又は利用を中止した場合は、当該変更又は中止した分については、事業を利用したものとみなし、利用者が利用した時間に加えるものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1 (第2条関係)

名称	所在地	開設時間
長浜市立六荘認定こども園	長浜市勝町491番地	午前9時から午後4時まで
長浜市立びわ認定こども園	長浜市八木浜町26番地1	午前9時から午後4時まで
長浜市立にしあざい認定こども園	長浜市西浅井町塩津中2066番地	午前9時から午後4時まで

別表第2 (第7条関係)

利用者の属する世帯の階層区分	利用料 (1時間当たり)
長浜市保育料徴収規則(平成27年長浜市規則第37号)別表(以下「別表」という。)のA階層に属する世帯	0円
別表のB階層又はC階層に属する世帯	100円
別表のD階層に属する世帯	300円

備考 4月から8月までの月分の利用者負担額にあつては前年度分の市町村民税を基に、9月から翌年3月までの月分の利用者負担額にあつては当該年度分の市町村民税を基に決定するものとする。

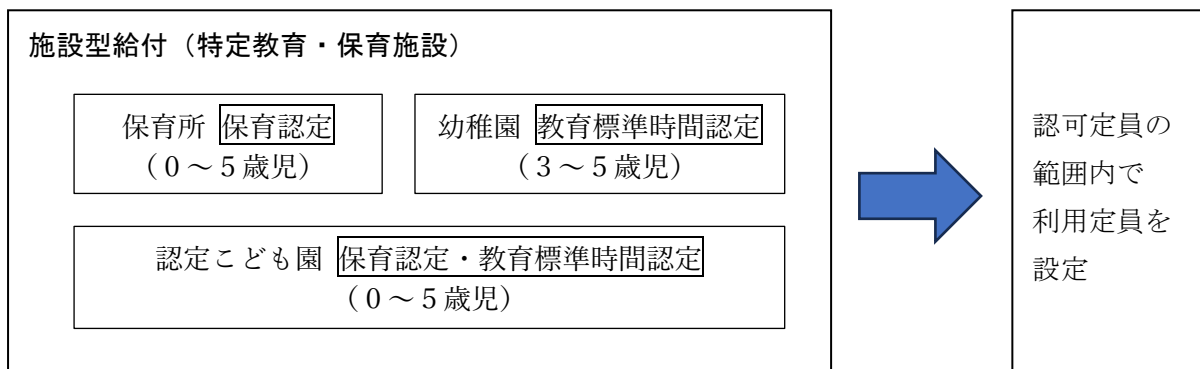
## 特定教育・保育施設の利用定員の変更について

### 1 子ども・子育て支援新制度における利用定員設定について

子ども・子育て支援新制度（以下「新制度」という。）においては、子ども・子育て支援法（以下「法」という。）に基づき、施設型給付施設（保育所、幼稚園、認定こども園）について、各施設の利用定員を定めた上で、運営基準等を満たしていることを市が確認することとされています。

また、利用定員の設定に際しては、法第31条第2項等の規定により審議会その他の合議制の機関（長浜市未来こども若者会議）の意見を聴取することとされており、利用定員の見直しが必要な施設について、未来こども若者会議の意見を聴取することになっています。

つきましては、令和8年2月18日に開催された未来こども若者会議において承認され、下記のとおり利用定員を見直しましたので報告します。



(参考) 認可定員と利用定員の違い

認可定員	特定教育・保育施設の設置に当たり認可された定員
利用定員	法に基づく給付費（委託費）や地方交付税（公立）の算定の基礎となる定員（利用定員が少ない方が単価が高い） ※ 認定区分（1～3号認定）ごとに設定

### 2 利用定員の見直しが必要な施設と変更理由

#### (1) 対象施設

市立幼稚園全8園、市立認定こども園の短時部全9園・長時部2園

#### (2) 変更理由

1号認定（3～5歳児の教育標準時間）及びよご認定こども園・にしあざい認定こども園の2号認定（3～5歳児の保育認定時間）の利用ニーズが減少し、利用児童数と利用定員に乖離があることから、当該施設について実態に合わせて利用定員の減員を行うものです。

#### (3) 変更予定日

令和8年4月1日

## 教育・保育給付認定

認定区分		利用施設
1号認定	満3歳以上の小学校入学前のこどもで、2号認定のこども以外	幼稚園 認定こども園（短時部）
2号認定	満3歳以上の小学校入学前のこどもで、保護者の労働または疾病その他の事由により、家庭において必要な保育を十分に受けることができないこども	保育所 認定こども園（長時部）
3号認定	満3歳未満のこどもで、保護者の労働または疾病その他の事由により、家庭において必要な保育を十分に受けることができないこども	

## 市立幼稚園に係る利用定員の変更について

施設名	利用定員（1号認定）					
	変更前			変更後		
	3歳児	4・5歳児	合計	3歳児	4・5歳児	合計
長浜幼稚園	24人	45人	69人	18人	32人	50人
長浜北幼稚園	33人	72人	105人	12人	30人	42人
長浜西幼稚園	17人	44人	61人	13人	22人	35人
わかば幼稚園	23人	40人	63人	12人	20人	32人
神照幼稚園	37人	80人	117人	34人	54人	88人
南郷里幼稚園	40人	76人	116人	35人	63人	98人
北郷里幼稚園（休園中）	9人	19人	28人	0人	0人	0人
湖北幼稚園	25人	43人	68人	10人	25人	35人
合計	208人	419人	627人	134人	246人	380人

利用定員 627 - 380 = 247人減

## 令和8年度 児童人数（R8.4.1現在 幼稚園：1号認定）

施設名	3歳児	4歳児	5歳児	合計
長浜幼稚園	11人	9人	15人	35人
長浜北幼稚園	9人	7人	16人	32人
長浜西幼稚園	9人	6人	8人	23人
わかば幼稚園	7人	2人	9人	18人
神照幼稚園	27人	15人	25人	67人
南郷里幼稚園	23人	24人	19人	66人
北郷里幼稚園（休園中）	0人	0人	0人	0人
湖北幼稚園	5人	4人	10人	19人
合計	91人	67人	102人	260人

市立認定こども園（短時部）に係る利用定員の変更について

施設名	利用定員（1号認定）					
	変更前			変更後		
	3歳児	4・5歳児	合計	3歳児	4・5歳児	合計
六荘認定こども園	20人	40人	60人	16人	29人	45人
あざい認定こども園	35人	65人	100人	20人	45人	65人
びわ認定こども園	15人	35人	50人	10人	20人	30人
とらひめ認定こども園	10人	24人	34人	10人	20人	30人
たかつき認定こども園	42人	82人	124人	23人	46人	69人
きのもと認定こども園	18人	38人	56人	10人	20人	30人
よご認定こども園	5人	10人	15人	5人	10人	15人
にしあざい認定こども園	10人	26人	36人	7人	13人	20人
長浜南認定こども園	8人	16人	24人	6人	12人	18人
合計	163人	336人	499人	107人	215人	322人

利用定員 499 - 322 = 177人減

令和8年度 児童人数（R8.4.1現在 短時部：1号認定）

施設名	3歳児	4歳児	5歳児	合計
六荘認定こども園	10人	8人	12人	30人
あざい認定こども園	13人	9人	14人	36人
びわ認定こども園	5人	6人	6人	17人
とらひめ認定こども園	3人	7人	4人	14人
たかつき認定こども園	10人	13人	14人	37人
きのもと認定こども園	1人	0人	4人	5人
よご認定こども園	1人	2人	1人	4人
にしあざい認定こども園	3人	1人	4人	8人
長浜南認定こども園	0人	2人	2人	4人
合計	46人	48人	61人	155人

市立認定こども園（長時部：2号認定）に係る利用定員の変更について

利用定員 116 - 92 = 24人減

施設名	利用定員（2号認定）					
	変更前			変更後		
	3歳児	4・5歳児	合計	3歳児	4・5歳児	合計
よご認定こども園	20人	40人	60人	18人	27人	45人
にしあざい認定こども園	16人	40人	56人	15人	32人	47人
合計	36人	80人	116人	33人	59人	92人

令和8年度 児童人数（R8.4.1現在 長時部：2号認定）

施設名	3歳児	4歳児	5歳児	合計
よご認定こども園	11人	8人	5人	24人
にしあざい認定こども園	9人	8人	12人	29人
合計	20人	16人	17人	53人

全利用定員合計 448人減